

第2期

# 松田町子ども・子育て支援

## 事業計画



令和2年3月

松田町



## はじめに

本町は、令和元年度からスタートした「松田町第6次総合計画」において、「いのち“育み”未来へ“ツナグ”“進化”続ける“故郷”一笑顔あふれる幸せのまち 松田一」を、まちの将来像として掲げています。特に子育てに関する事項については、将来を担う子どもたちを健全に育成するために、「誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち」、「質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまち」を目標に、子育て支援施策の充実や健康保健事業等様々な施策に取り組んでおります。

日々情勢が変化していく現代社会にあっては、少子化の進行、核家族世帯や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など、子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しています。そのような状況の中、行政に対し、子どもが安心して過ごせる地域・居場所づくり、子育てと仕事の両立、子どもの貧困などへの対策等、様々な課題への対応が求められています。

こうした課題を解決し、施策を計画的に推進していくため、今般、令和2年度から令和6年度までを期間とする「第2期松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、「自治基本条例」の基本原則のもと、すべての子どもたちが笑顔で成長し、郷土愛を持って社会で活躍できるよう、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を取り入れた、町が取り組む施策等を定めております。

また、松田町第6次総合計画を踏まえ、中学生までの小児医療費の補助や子育て世帯の水道料補助といった町独自の事業に加え、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業、延長保育や乳児保育等の保育サービスの充実等を継続して進めて参ります。

施策の実現には、さまざまな課題もありますが、妊娠、出産期から学童期まで、切れ目の無い子育て支援を目指して着実に推進してまいりますので、今後とも、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に熱心にご審議をいただきました松田町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見公募等にご協力いただいた多くの保護者や関係者の方々に心から感謝申し上げます。



令和2年3月

松田町長 本山 博幸



# 目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画期間	3
5. 計画策定体制と経過	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況	4
1. 松田町の人口動態等の現状	4
2. 保育・教育の取り組み	14
3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果と分析	25
4. 第1期計画の評価	35
5. 松田町の子ども・子育てを取り巻く課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 基本理念	36
2. 計画の基本的な視点	36
3. 基本目標	37
4. 施策の体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 母と子のいのちと健康を守る	39
基本目標2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む	42
基本目標3 多様な子育て支援サービスを展開する	47
基本目標4 子どもの権利と安全を守る	53
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	58
1. 教育・保育提供区域について	58
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	58
3. 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	58
4. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	61
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項	72
6. 教育・保育施設と地域型保育事業の連携	72
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項	73
第6章 計画の進行管理	74
1. 施策の実施状況の点検	74
2. 国・県等との連携	74

資料編	75
1. 松田町子ども・子育て会議条例	75
2. 策定経過	77
3. 松田町子ども・子育て会議委員名簿	78
4. 用語解説	79
5. 子ども・子育て支援をめぐる国等の動向	83
6. 松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版 SDG s）	84
7. 松田町の子ども・子育て関連施設一覧	86

## ◆第1章 計画の概要◆

---





# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

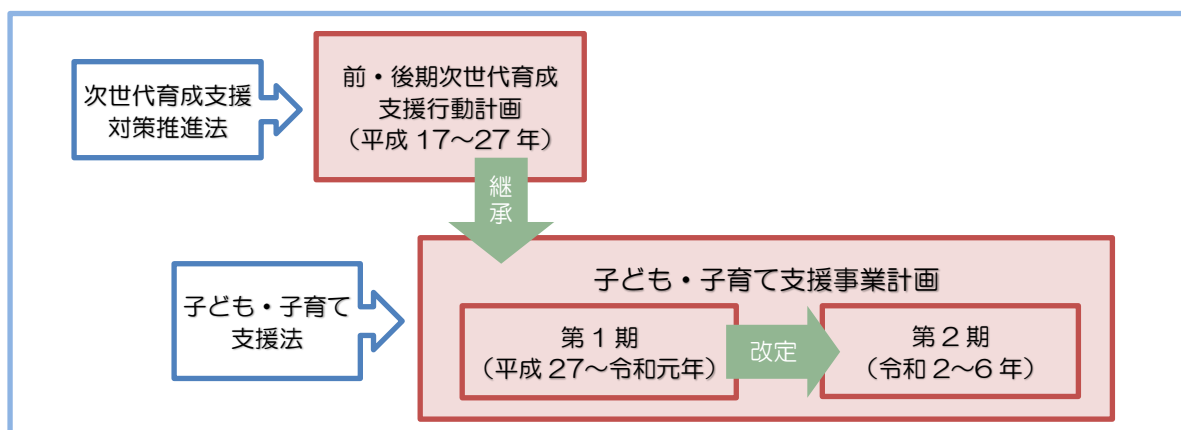
人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が変化する中で、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育てと仕事の両立、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような状況の中で、国では平成27年に「子ども・子育て支援新制度」を開始して以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指しています。また、平成29年の「子育て安心プラン」では令和2年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を掲げています。さらに、平成31年2月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、同年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築を進めています。こうした制度を構築し、推進する上で、子どもを権利の主体と位置づけながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが求められています。

## 2. 計画策定の趣旨

本町では「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき、平成17年から平成22年度までを前期、平成23年から平成27年度までを後期とする「次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。その後、平成27年に「子ども・子育て支援法」が施行されたため、これまで取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、同法第61条に基づき、平成27年度から5年間を計画期間とする「松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することを目指してきました。

この度、第1期計画の期間が終了することを受け、国の動きや社会の動向を踏まえ、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組むことを目的に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期松田町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

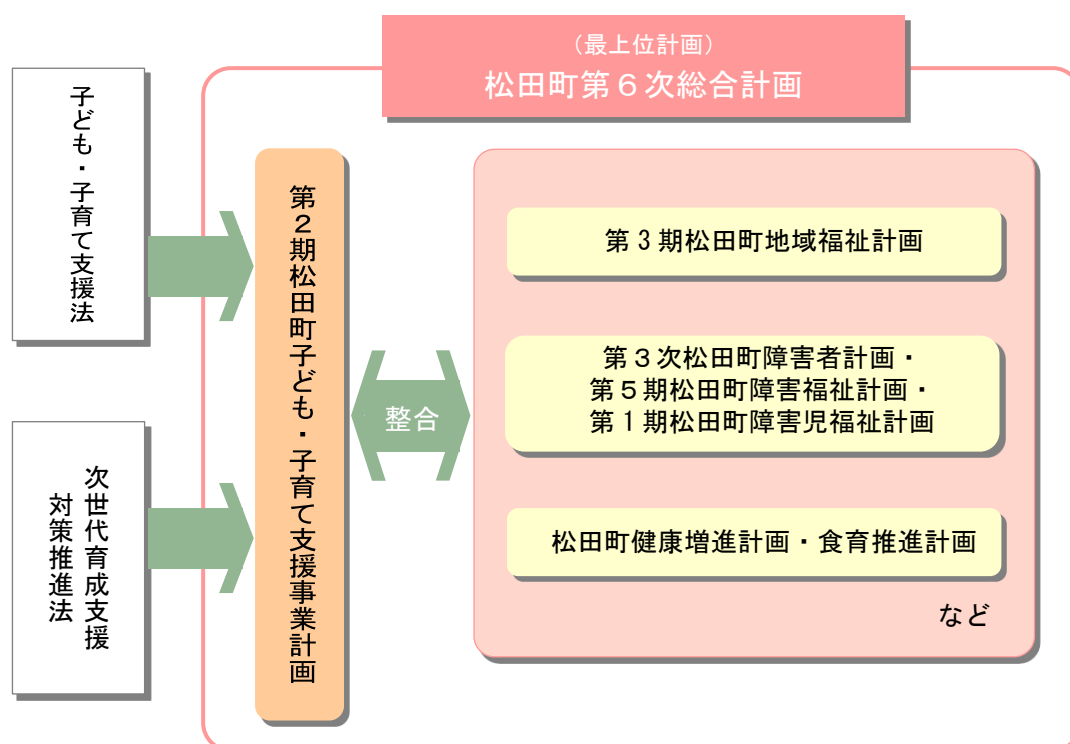


### 3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」等の計画や方針を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

また、松田町第6次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版SDGs）の達成を進めます。さらに、関連する他計画との整合・連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進していきます。

【 計画の位置づけ 】

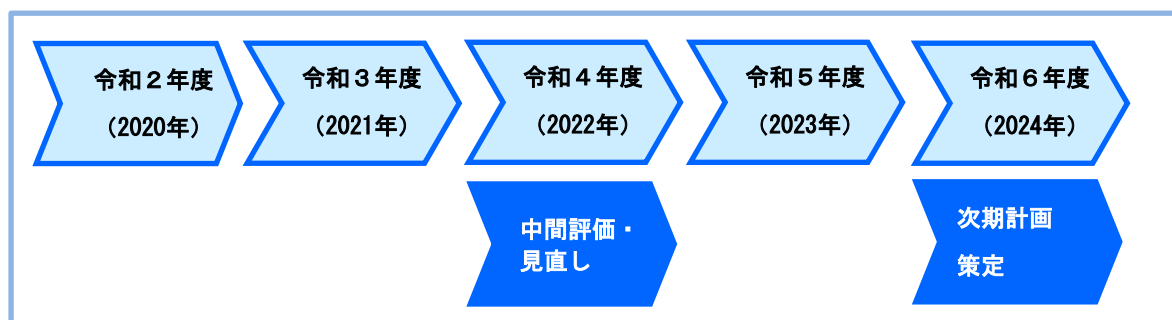


※松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版SDGs）については、84ページの資料編をご覧ください。

#### 4. 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は5年を1期とした計画を定めるものとしています。したがって本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とします。なお、計画を推進していく過程においては、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

【 計画の期間 】



#### 5. 計画策定体制と経過

##### (1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て中の保護者の意見やニーズを考慮した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者、小学1～5年生の保護者を対象として、「松田町子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

アンケート概要や結果については、24ページ以降をご覧ください。

##### (2) 子ども・子育て会議の実施

本計画は子育ての当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「松田町子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画の内容について審議しました。

子ども・子育て会議及び策定経過等については、71ページ以降をご覧ください。

##### (3) パブリックコメントの実施

本計画の案について、パブリックコメントを実施し、町民の皆さまから広くご意見を募集しました。

###### ・意見募集期間

令和元年12月2日（月）～令和元年12月24日（火）



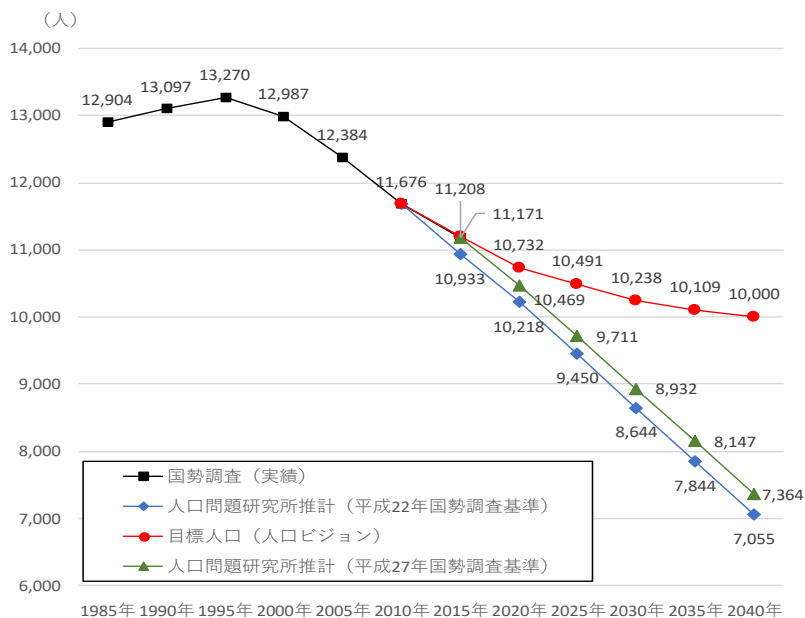
## ◆第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況◆

---

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況

### 1. 松田町の人口動態等の現状

#### (1) 人口推移と推計

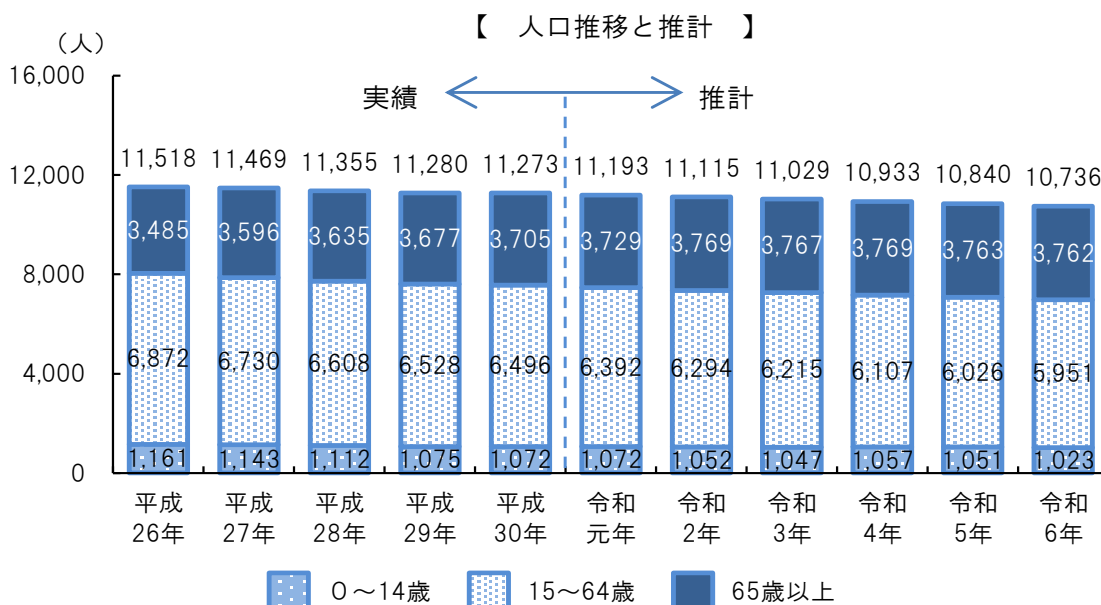


松田町における人口の推移は、「松田町第6次総合計画」において、左記のように推計しています。

なお、幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等（58ページ以降参照）を算出するには、1歳毎の人口推計が必要なため、本計画では住民基本台帳を基にした人口推計を採用しています。

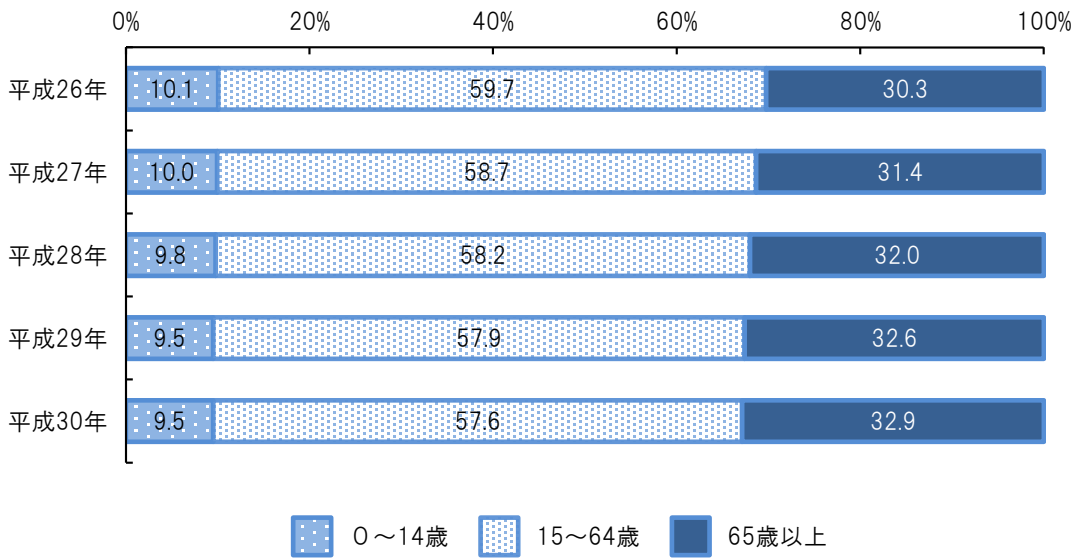
次のグラフをみると、総人口は減少傾向にあり、令和元年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。

年齢3区分別にみると、0～14歳の割合は、平成26年以降おおむね横ばいですが、65歳以上は年々増加しており、少子化と高齢化の傾向が読み取れます。また、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者だけが増加していることも読み取れます。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日時点）、推計はコーホート法による

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

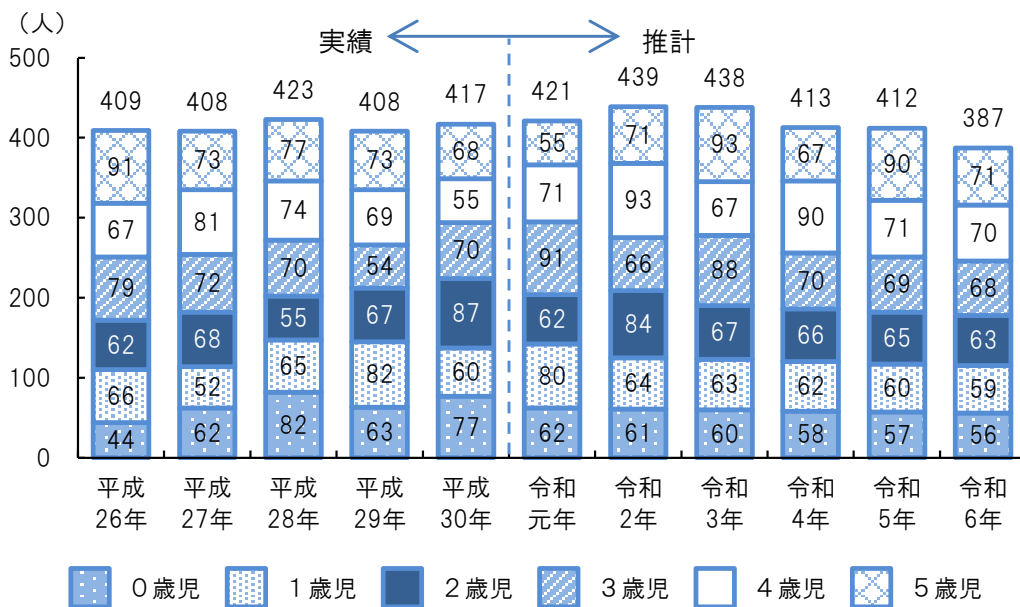


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

**（2）子どもの人口の推移と推計**

松田町における年齢別子どもの人口の推移をみると、平成30年では417人と前年に比べやや増加しています。令和元年以降の推計人口は、令和2年をピークに減少傾向にあると推測されます。

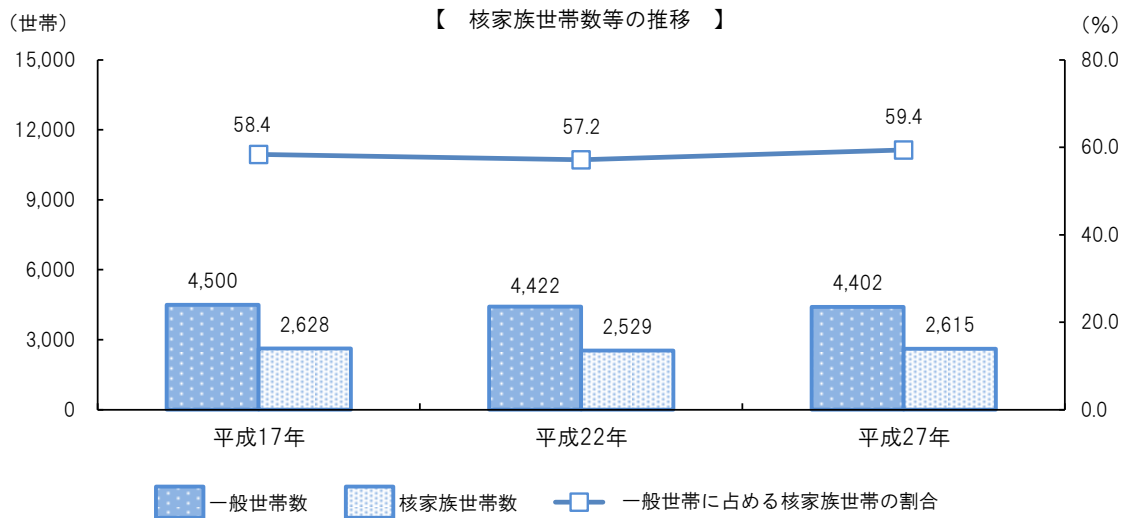
【 年齢別子どもの人口の推移と推計 】



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日時点）、推計はコーホート法による

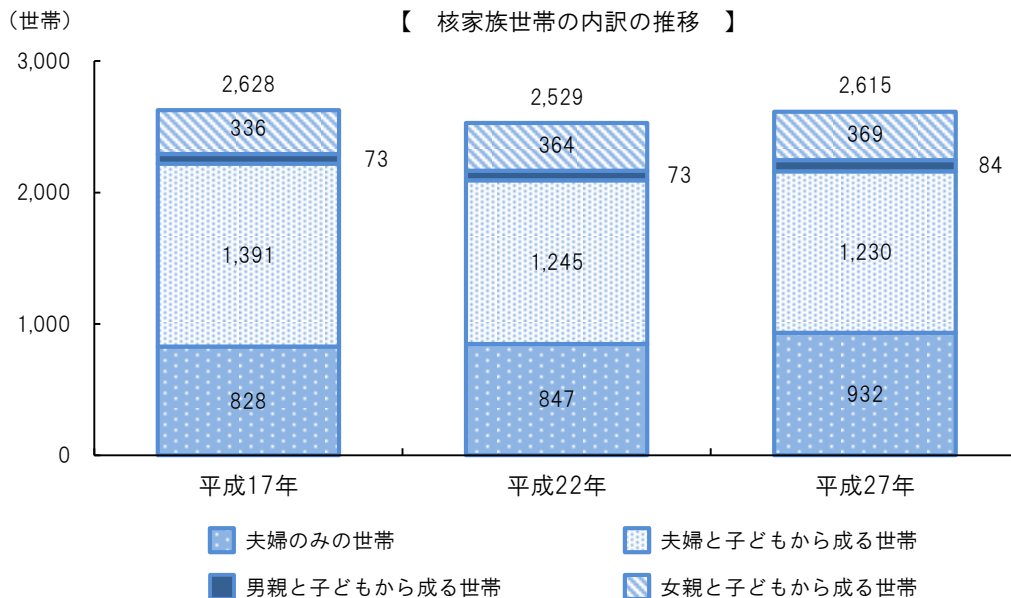
### (3) 世帯構成の状況

松田町における核家族世帯数等の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。



資料：国勢調査

松田町における核家族世帯の内訳の推移をみると、夫婦と子どもから成る世帯の割合が減少しており、夫婦のみの世帯と女親と子どもから成る世帯の割合は増加しています。

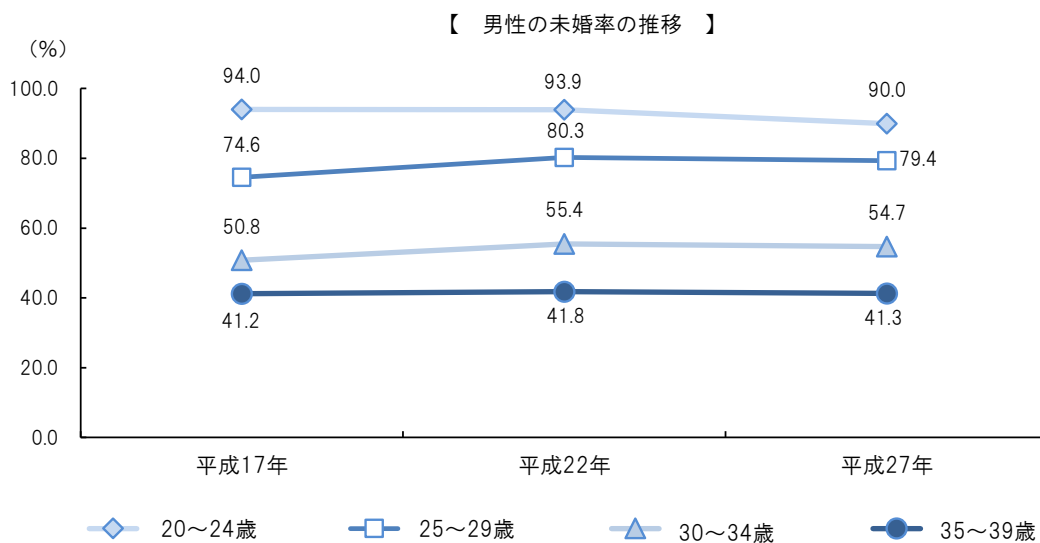


資料：国勢調査



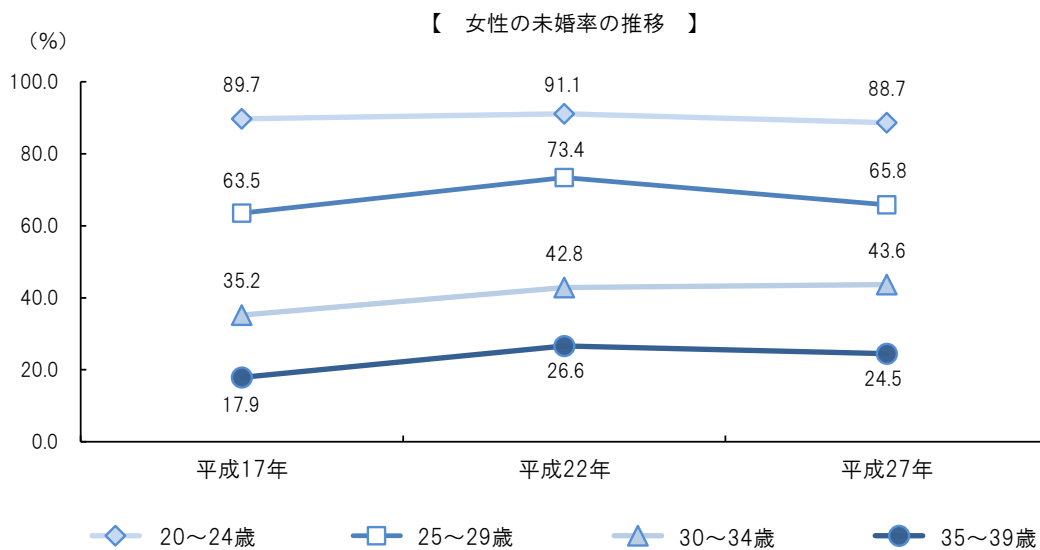
#### (4) 婚姻の状況

松田町における男性の未婚率の推移をみると、平成22年以降減少傾向にあります。



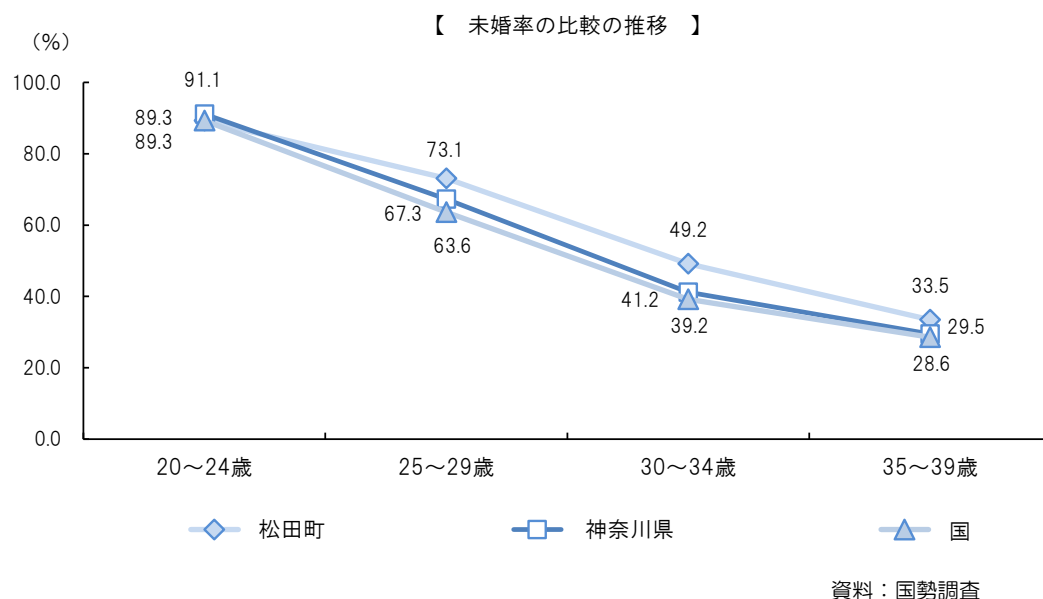
資料：国勢調査

松田町における女性の未婚率の推移をみると、30～34歳で増加傾向にあり、平成17年に比べ、平成27年では8.4ポイント増加しています。また、35～39歳では変動はあるものの、平成17年に比べ、平成27年では6.6ポイント増加しています。



資料：国勢調査

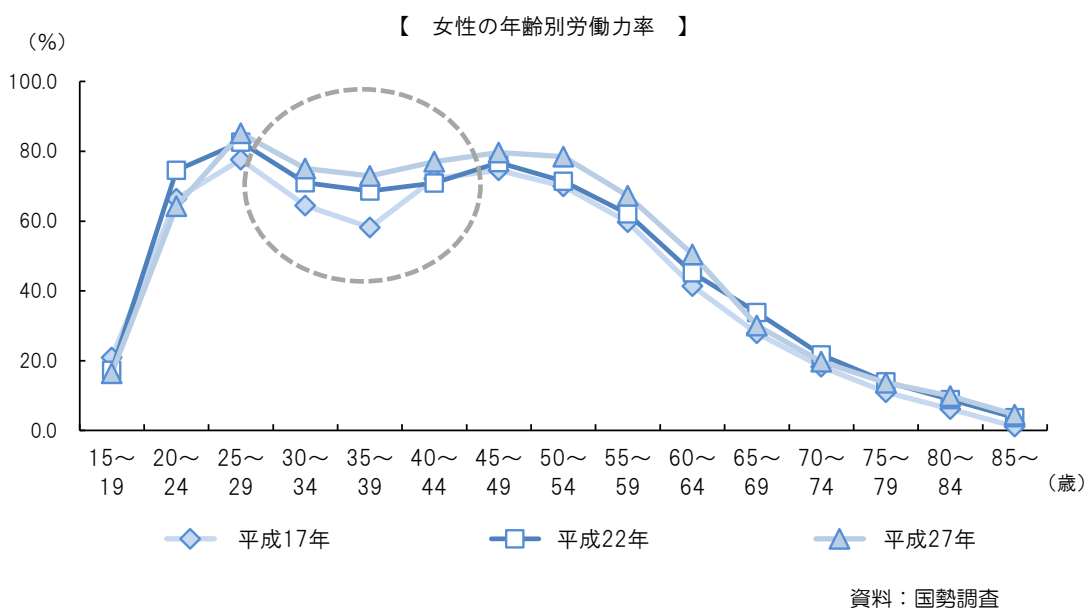
松田町における未婚率の比較の推移をみると、20～24歳を除き、松田町はどの年齢も神奈川県、国より高くなっています。

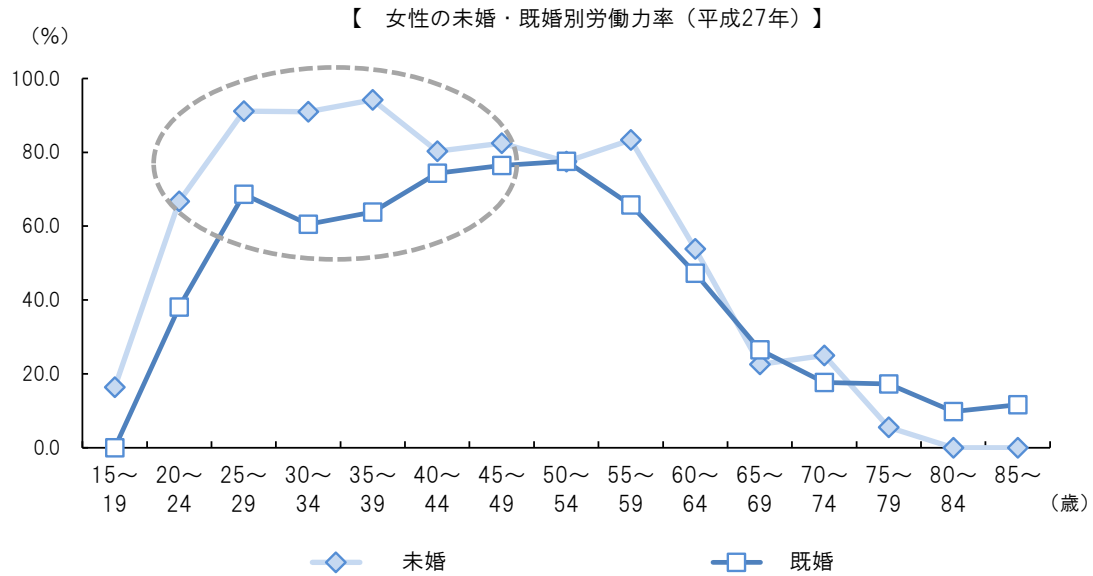


## (5) 女性の労働状況

松田町における女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成17年に比べ、平成27年では特に30歳代において、女性の労働力率は上昇しており、30歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは解消されつつあります。

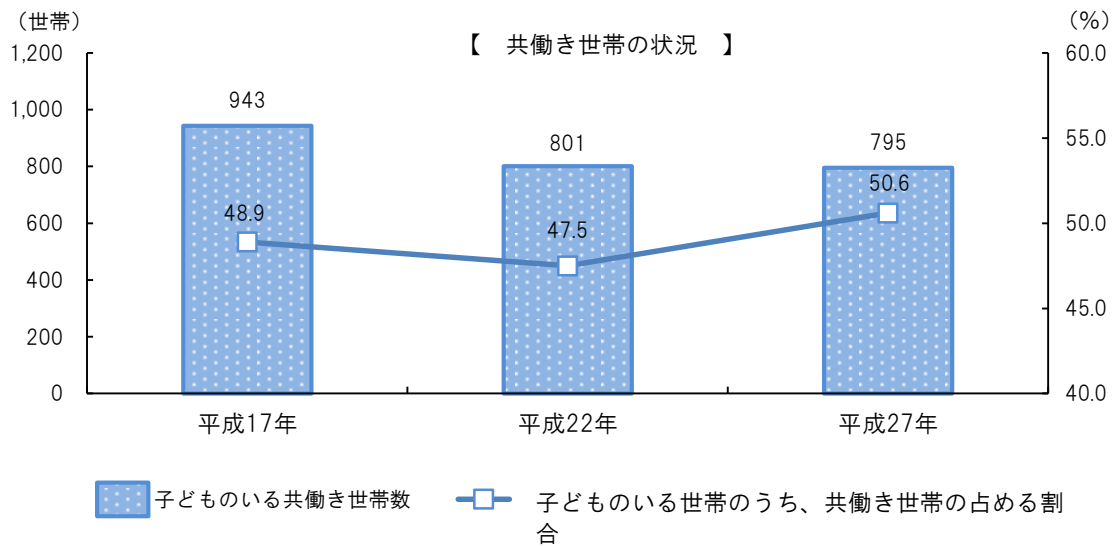
また、女性の未婚・既婚別労働力率の推移をみると、未婚と既婚では30～34歳で30.5ポイントの差となっています。





資料：国勢調査

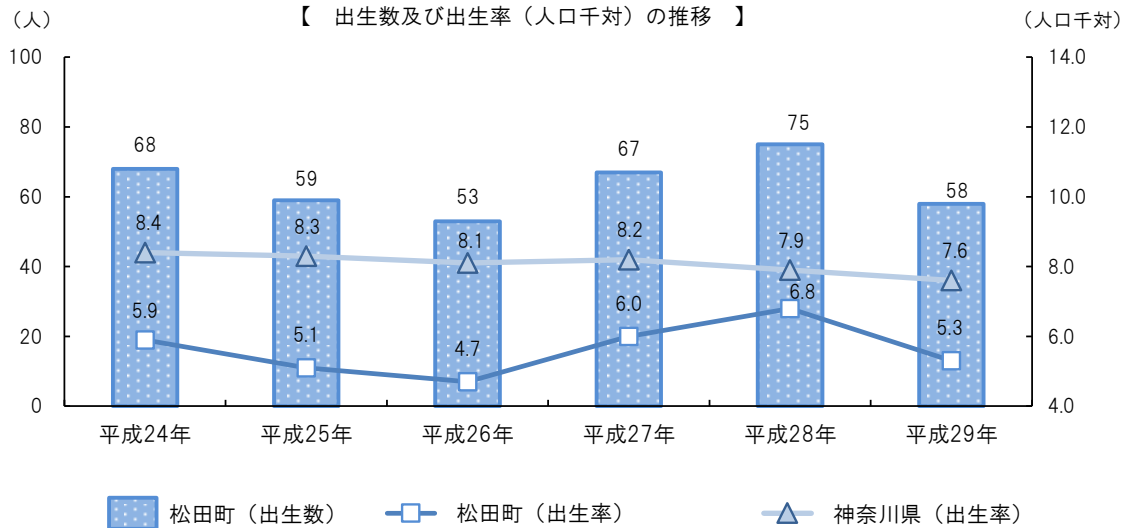
松田町における共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯は減少しており、平成27年では795世帯となっています。子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、平成22年以降増加傾向にあります。



資料：国勢調査

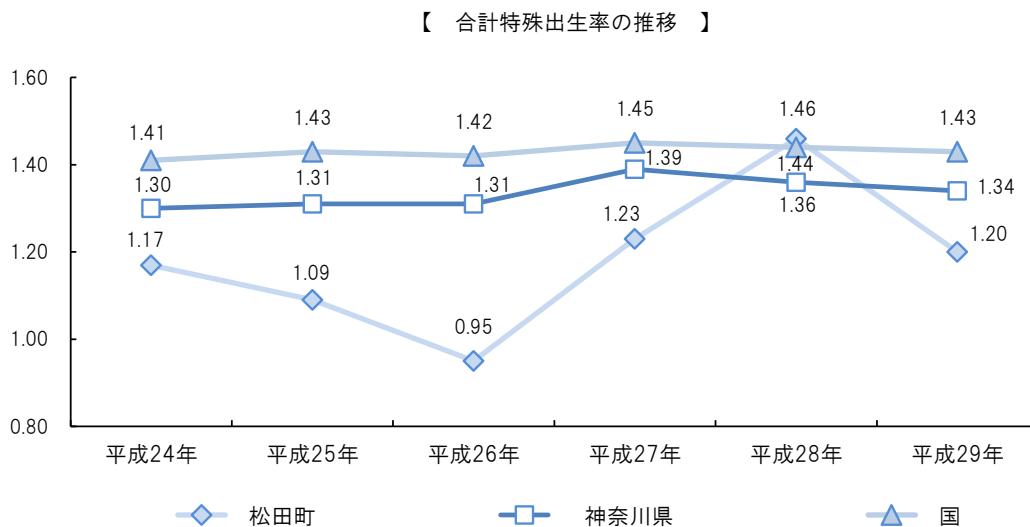
## (6) 出生の動向

松田町における出生数及び出生率の推移をみると、平成24年から平成26年まで減少し、その後平成28年までは増加傾向にありましたが、平成29年は減少に転じています。出生率は、神奈川県の出産率を下回っており、出生数と同様に、平成29年は減少しています。



資料：神奈川県衛生統計年報

松田町における合計特殊出生率の推移をみると、平成24年から平成26年まで減少し、その後平成28年までは増加傾向にありましたが、平成29年は減少に転じています。また、平成28年を除き、すべての年で神奈川県・国の水準を下回っています。

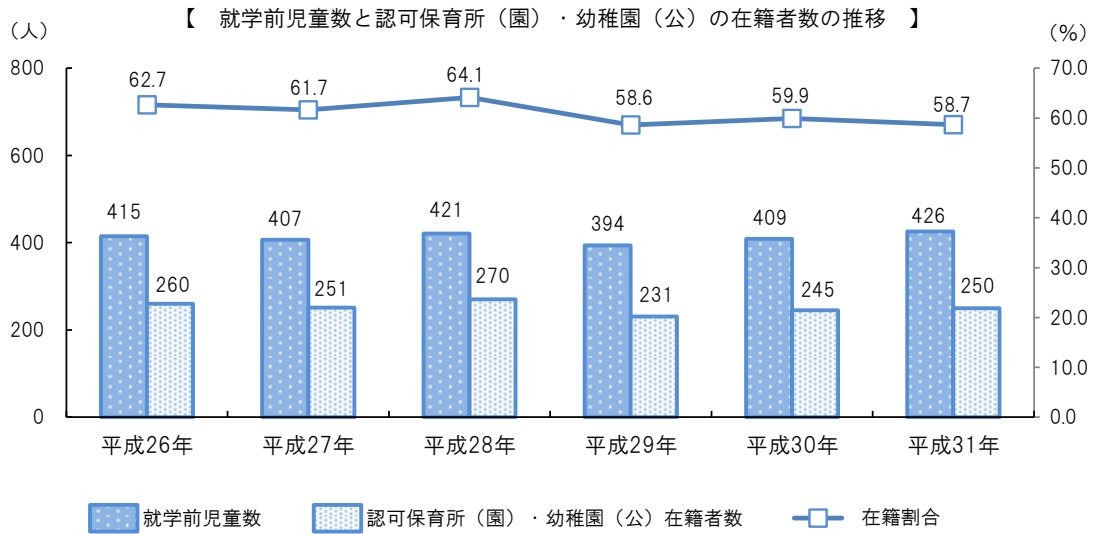


資料：神奈川県衛生統計年報

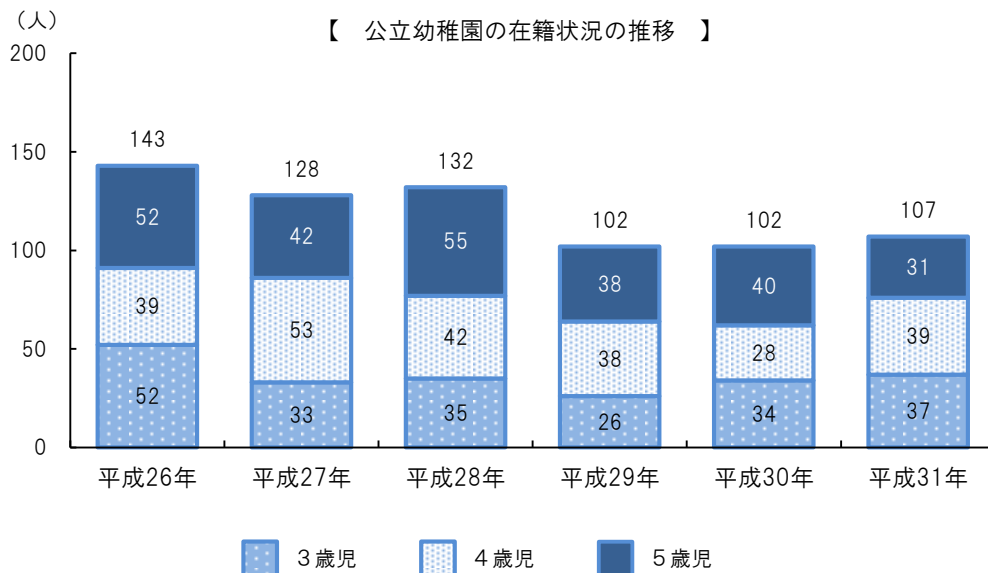
## (7) 認可保育所（園）・幼稚園の現状

松田町における就学前児童数と認可保育所（園）・町立幼稚園の在籍者数の推移をみると、就学前児童数と在籍者数は平成29年以降増加傾向にあります。また、在籍割合は、変動はあるものの、平成29年以降横ばいとなっています。

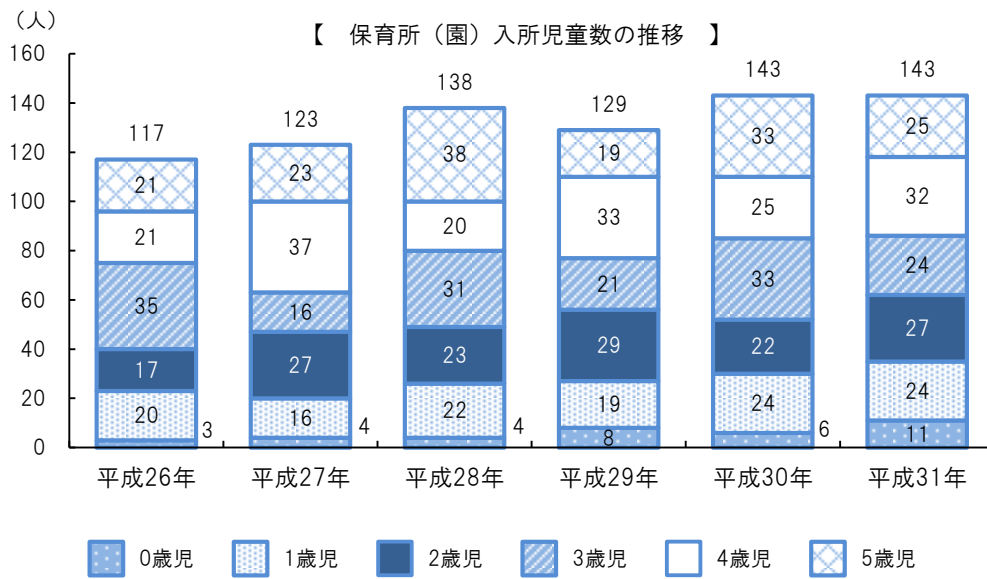
公立幼稚園の在籍状況の推移をみると、平成29年で一旦減少し、その後は微増傾向がみられ、平成31年では107人となっています。



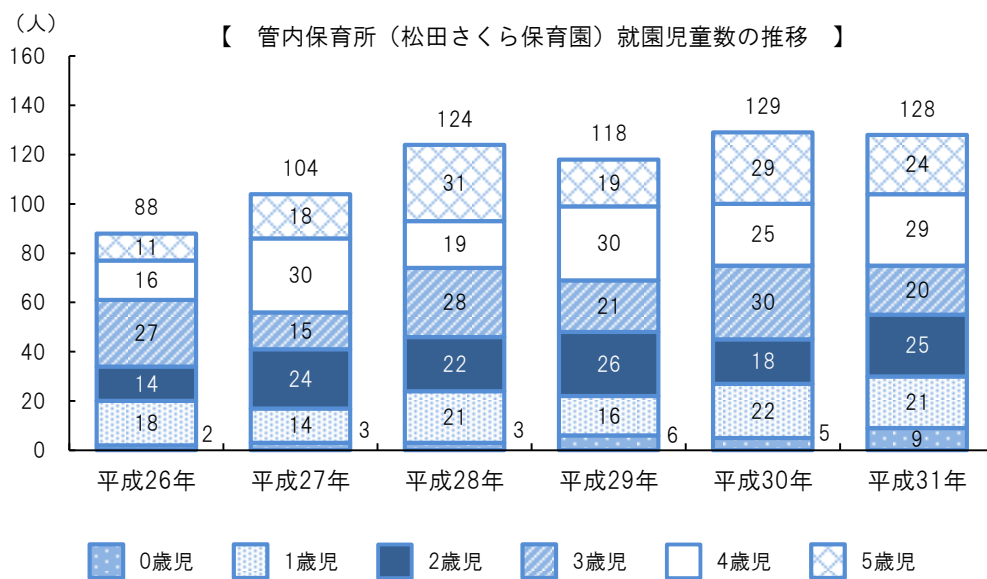
資料：町民課、子育て健康課、教育課（各年4月1日現在）



資料：教育課（各年4月1日現在）

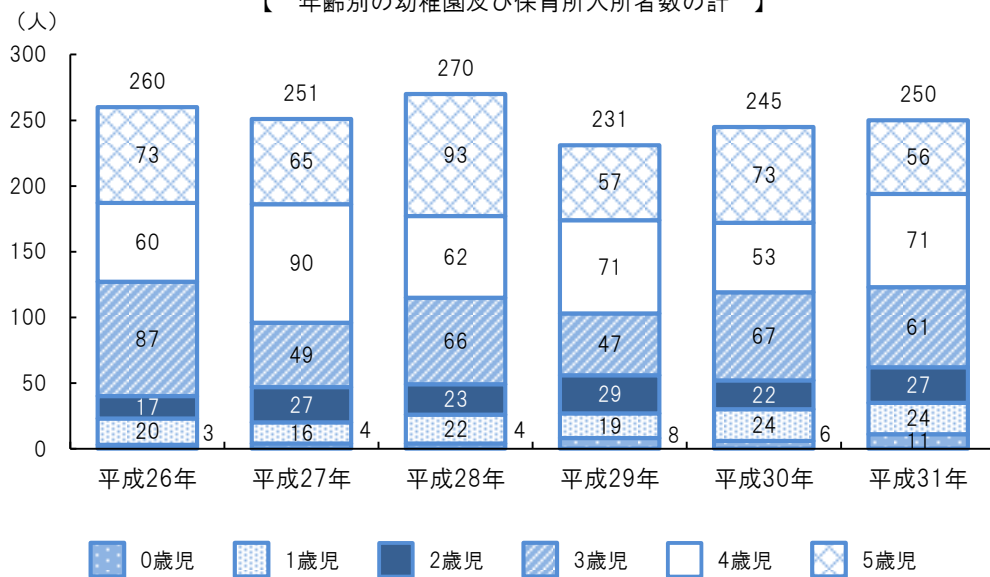


資料：子育て健康課（各年4月1日現在）  
※松田在住の保育所入所児童



資料：子育て健康課（各年4月1日現在）  
※町民のみ

【 年齢別の幼稚園及び保育所入所者数の計 】



資料：教育課、子育て健康課（各年4月1日現在）

【 年齢別の幼稚園及び保育所入所率 】

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	5.2%	7.5%	6.5%	11.4%	9.4%	14.3%
1歳児	29.0%	26.7%	34.4%	28.8%	32.0%	32.4%
2歳児	31.5%	37.5%	39.0%	46.0%	33.8%	34.2%
3歳児	93.5%	87.5%	84.6%	83.9%	97.1%	91.0%
4歳児	90.9%	95.7%	100.0%	88.8%	94.6%	98.6%
5歳児	97.3%	90.3%	96.9%	96.6%	91.3%	98.2%
全体	62.7%	61.7%	64.1%	58.6%	59.9%	58.7%

資料：教育課、子育て健康課（各年4月1日現在）

## 2. 保育・教育の取り組み

### (1) 保育の取り組み

#### ① 保育の状況

本町内の保育事業は、公設民営の松田町小規模保育所なのはな保育園（令和元年10月開設）と、社会福祉法人西さがみ福祉会が運営する松田さくら保育園が設置されていますが、少子化や就労状況により町内の子どもだけではなく、町外の子どもも受け入れています。

松田さくら保育園では、法人の保育理念「子どもにやさしい保育の実践」を基に「子どもの心に寄り添い自己肯定感を育む」「家庭・地域・保育園が手を携え、子どもの命を守り、幸せに生きる権利を保障する」という保育理念を掲げ、山や川などの豊かな自然を活かした保育を行い、子どもの心身の成長と発達を促す保育を実施しています。

【 松田町小規模保育所なのはな保育園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建 物	教職員数	定 員
松田町松田惣領 1192-5	令和元年	552.97㎡	鉄筋コンクリート 2階建 (243.21㎡)	施設長1人、保育士4人	19名

【 私立松田さくら保育園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建 物	教職員数	定 員
松田町松田庶子 162-1	平成25年	1823.07㎡	鉄筋コンクリート 2階建 (999.71㎡)	施設長1人、保育士28人 調理員等4人	120名

【 保育所（園）の入所状況 】

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
管外	公立保育所	1人	1人	0人	0人	0人	0人
	私立保育所	1人	2人	2人	4人	3人	1人
管内	私立保育所	9人	21人	25人	21人	31人	27人
計		11人	24人	27人	25人	34人	28人

資料：子育て健康課（平成31年4月1日現在）

※管内の私立保育所の人数は、管外受託児童分を含む。



【 年齢別未就学児童数、就園児童数・就園割合の推移 】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
未就学児童総数	415人	407人	421人	394人	409人	426人
0歳児	58人	53人	62人	70人	64人	77人
1歳児	69人	60人	64人	66人	75人	74人
2歳児	54人	72人	59人	63人	65人	79人
3歳児	93人	56人	78人	56人	69人	67人
4歳児	66人	94人	62人	80人	56人	72人
5歳児	75人	72人	96人	59人	80人	57人
就園児童総数	117人	123人	138人	129人	143人	143人
0歳児	3人	4人	4人	8人	6人	11人
1歳児	20人	16人	22人	19人	24人	24人
2歳児	17人	27人	23人	29人	22人	27人
3歳児	35人	16人	31人	21人	33人	24人
4歳児	21人	37人	20人	33人	25人	32人
5歳児	21人	23人	38人	19人	33人	25人
就園率（全体）	28.2%	30.2%	32.8%	32.7%	35.0%	33.6%
0歳児	5.2%	7.5%	6.5%	11.4%	9.4%	14.3%
1歳児	29.0%	26.7%	34.4%	28.8%	32.0%	32.4%
2歳児	31.5%	37.5%	39.0%	46.0%	33.8%	34.2%
3歳児	37.6%	28.6%	39.7%	37.5%	47.8%	35.8%
4歳児	31.8%	39.4%	32.3%	41.3%	44.6%	44.4%
5歳児	28.0%	31.9%	39.6%	32.2%	41.3%	43.9%

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

※就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入所児童数の割合

◆保育料の状況◆

本町では、国の定める保育料徴収基準額に基づき、町独自の保育料を定めています。保育料を決めるための階層区分の認定は、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母などの課税額合計で決定します。

なお、本町では、小学校への就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所等を利用している場合の保育料については、利用の2人目は半額に、3人目以降は無料となります。また、兄弟・姉妹の上の子が幼稚園、認定こども園、障害児通所支援（未就学児に限る）を利用している場合でも、保育所等を利用していることとみなして、同様の軽減措置を行っています。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育料が、無償となりました。

◆入所対象児及び入所児童の状況◆

保育所に入園できるのは、保護者や家族が仕事や長期の病気等で保育できないと認められる就学前の児童です。入所の決定は、家庭の状況などを聴取または調査して、保育が困難と認められた場合に、その程度の高い順に保育所の入所定員に応じて決定しています。本町では、平成31年4月1日現在、就学前児童426人のうち、143人（33.6%）が保育所に入園しています。

## ② 保育の実施状況

### ◆保育時間◆

保育所等の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況から、保育の必要量によって「保育標準時間（最大11時間）」と「保育短時間（最大8時間）」のいずれかに保育時間が認定され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金（保育料）が決められます。ただし、勤務形態や通勤時間等により8時間（保育短時間該当）の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合は、保育標準時間を認定される場合があります

管内保育所等の延長保育時間を含めた保育提供時間については下表のとおりです。

【 保育所の保育時間等 】

施設名	保育提供時間	延長保育料金	対象児	特別保育事業
私立松田さくら保育園	7:00~19:00	200円/30分	生後4か月～ 小学校未就学児	・乳児保育・延長保育 ・障がい児保育
松田町小規模保育所 なのはな保育園	7:00~19:00	200円/30分	生後4か月～ 2歳までの学年	・乳児保育・延長保育 ・障がい児保育

資料：子育て健康課（さくら保育園：平成31年4月1日現在、なのはな保育園：令和元年10月1日現在）

## (2) 教育の取り組み

### ① 幼稚園の状況

本町の町立幼稚園は松田幼稚園、寄幼稚園の2園あり、3年保育を実施しています。

【 松田町立松田幼稚園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町神山404	平成25年 (昭和50年)	3,452㎡	1,154㎡	12人(警備員2人、 運転手2人含む)	180人	6学級

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 松田町立寄幼稚園の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建物	教職員数	定員	学級数
松田町寄2505	昭和59年	1,759㎡	430㎡	6人(警備員2人、運 転手1人含む)	90人	3学級

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 町立幼稚園の入園児童数の推移 】

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
松田幼稚園	3歳児	47人	28人	34人	23人	33人	37人
	4歳児	36人	48人	36人	37人	25人	38人
	5歳児	47人	38人	49人	34人	39人	28人
計		130人	114人	119人	94人	97人	103人
寄幼稚園	3歳児	5人	5人	1人	3人	1人	0人
	4歳児	3人	5人	6人	1人	3人	1人
	5歳児	5人	4人	6人	4人	1人	3人
計		13人	14人	13人	8人	5人	4人
総計		143人	128人	132人	102人	102人	107人

資料：教育課（各年4月1日現在）  
※松田在住の幼稚園入園児童

【 幼稚園の入園状況 】

施設名	開園時間	対象児			預かり 保育	バス 送迎
		年少	年中	年長		
松田幼稚園	月～金 8：50～14：00	37人	38人	28人	○	○
寄幼稚園	月～金 8：50～14：00	0人	1人	3人	○	○

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 年齢別就学前児童数、就園児童数・就園割合の推移 】

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童総数	234人	222人	236人	195人	205人	196人
3歳児	93人	56人	78人	56人	69人	67人
4歳児	66人	94人	62人	80人	56人	72人
5歳児	75人	72人	96人	59人	80人	57人
就園児童総数	143人	128人	132人	102人	102人	107人
3歳児	52人	33人	35人	26人	34人	37人
4歳児	39人	53人	42人	38人	28人	39人
5歳児	52人	42人	55人	38人	40人	31人
就園率（全体）	61.1%	57.7%	55.9%	52.3%	49.8%	54.6%
3歳児	55.9%	58.9%	44.9%	46.4%	49.3%	55.2%
4歳児	59.1%	56.4%	67.7%	47.5%	50.0%	54.2%
5歳児	69.3%	58.3%	57.3%	64.4%	50.0%	54.4%

資料：教育課（各年4月1日現在）

※就園率は町内居住の年齢別児童数に占める入園児童数の割合

② 小学校の状況

本町の町立小学校は、松田小学校、寄小学校の2校となっています。

【 松田町立松田小学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建 物	教職員数	学級数
松田町松田庶子204	明治6年	10,761㎡	7,815㎡	26人	15学級 (特別支援学級2学級含む)

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 松田町立寄小学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建 物	教職員数	学級数
松田町寄2540	明治6年	5,185㎡	2,240㎡	15人	7学級 (特別支援学級1学級含む)

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 学 年 別 児 童 数 】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
児童総数	74人	62人	90人	71人	73人	66人	436人
松田小学校	73人	56人	82人	66人	68人	59人	404人
寄 小 学 校	1人	6人	8人	5人	5人	7人	32人

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 学年別児童数の推移 】

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	72人	74人	69人	90人	60人	74人
2年生	59人	70人	73人	69人	89人	62人
3年生	86人	59人	66人	73人	71人	90人
4年生	67人	86人	57人	67人	73人	71人
5年生	71人	68人	85人	58人	66人	73人
6年生	105人	72人	67人	85人	59人	66人
総 数	460人	429人	417人	442人	418人	436人

資料：教育課（各年4月1日現在）

③ 学童保育室の利用状況

本町の学童保育室は松田学童保育室と寄学童保育室の2か所です。利用状況は、平成31年では88人となっています。

【 学童保育室の利用児童数の推移 】

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1年生	23人	23人	23人	32人	18人	25人
2年生	13人	26人	26人	20人	33人	20人
3年生	16人	12人	21人	22人	16人	28人
4年生	6人	15人	8人	14人	18人	9人
5年生	0人	0人	12人	4人	6人	4人
6年生	0人	0人	1人	7人	0人	2人
計	58人	76人	91人	99人	91人	88人

資料：子育て健康課（各年4月1日現在）

【 学童保育室別の利用児童数 】

区 分	松田学童保育室	寄学童保育室
1年生	25人	0人
2年生	20人	0人
3年生	27人	1人
4年生	9人	0人
5年生	1人	3人
6年生	0人	2人
計	82人	6人

資料：子育て健康課（平成31年4月1日現在）

#### ④ 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業について

子育て支援センターの利用者数は、平成30年度では8,895人と前年度までに比べ増加しています。町民、町外利用者別でみると、町外利用者が平成28年度に減少し、その後年々増加しています。

ファミリー・サポート松田の会員数は、年々増加傾向にあり、平成30年度では依頼会員が298人、支援会員が78人となっています。

【 子育て支援センター利用者数の推移 】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
来 所 者 数	5,810人	7,716人	6,262人	6,156人	8,895人
松 田 町 民	5,101人	6,639人	5,818人	5,489人	8,051人
町外利用者	709人	1,075人	444人	653人	844人

資料：子育て健康課

【 ファミリー・サポート松田の会員数 】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人 数 (計)	333人	355人	372人	395人	429人
依 頼 会 員	218人	234人	257人	270人	298人
支 援 会 員	67人	67人	70人	75人	78人
両 方 会 員	48人	54人	45人	50人	53人

資料：子育て健康課

【 ファミリー・サポート松田の年齢別利用に係る支援活動件数 】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人 数 (計)	338人	167人	404人	805人	516人
1 歳 未 満	3人	6人	76人	25人	14人
1～3 歳児	106人	97人	117人	417人	221人
4～5 歳児	111人	36人	88人	185人	165人
6 歳児以上	118人	28人	123人	178人	116人

資料：子育て健康課

### ⑤ 小児医療費助成制度について

小児医療費助成制度は、中学校3年生修了前（15歳に達した日以降の最初の3月31日）までの子どもを対象として、子どもに係る医療費を助成しています。

平成30年度では36,383,875円となっており、前年度と比べると1.1倍となっています。

【 医療費助成額等の推移 】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額（円）	37,281,087	38,580,214	37,722,969	33,749,881	36,383,875

資料：子育て健康課

### ⑥ 中学校の状況

平成31年4月に松田中学校と寄中学校が統合されました。中学校の生徒数は平成27年以降減少傾向にあります。

【 松田町立松田中学校の概況 】

所在地	開設年度	敷地面積	建 物	教職員数	学級数
松田町松田惣領 1400	平成31年	16,776㎡	8,309㎡	25人	9学級 (特別支援学級2学級含む)

資料：教育課（平成31年4月1日現在）

【 学年別生徒数の推移 】

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
松田中学校	246人	269人	229人	229人	214人	205人
1 年生	67人	99人	66人	64人	83人	57人
2 年生	102人	68人	98人	66人	64人	82人
3 年生	77人	102人	65人	99人	67人	66人
寄中学校	34人	26人	25人	10人	5人	0人
1 年生	18人	5人	5人	—	—	—
2 年生	6人	15人	5人	5人	—	—
3 年生	10人	6人	15人	5人	5人	—
総 数	280人	295人	254人	239人	219人	205人

資料：教育課（各年4月1日現在）

### (3) 事業実績

#### ① 母子保健事業

母子保健事業の状況は表のとおりです。健康教育と訪問指導については、平成30年度では前年度と比べ、ママと子のためのセミナーを除く事業で増加がみられます。

【 母子保健事業（健康診査・健康相談・健康教育・訪問指導等）について 】

事業名	対象者	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度				
		回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診	回数	対象	受診		
出生数	—	-	-	49	-	-	64	-	-	71	-	-	62	-	-	78		
母子健康手帳発行	妊婦	-	-	69	-	-	84	-	-	60	-	-	84	-	-	53		
健康診査	妊婦健康診査	1回目	—	-	69	64	-	84	82	-	59	59	-	84	75	-	52	52
		2～14回目	—	-	-	641	-	-	742	-	-	735	-	-	706	-	-	763
	妊産婦歯科健康診査	妊産婦	-	-	24	-	-	23	-	-	27	-	-	28	-	-	25	
	3か月児健康診査	3～4 か月児	6	48	48	6	68	68	6	81	80	6	56	56	6	79	80	
	お誕生前健康診査	10～11 か月児	-	59	56	-	63	54	-	67	63	-	76	73	-	69	65	
	1歳6か月児健康診査	1歳6～7か月児	6	67	63	6	52	53	6	68	67	6	86	87	4	65	64	
	2歳児歯科健診	2歳0～2か月児	4	68	67	4	54	51	4	59	49	4	66	76	4	81	79	
	3歳児健康診査	3歳0～3か月	4	56	57	4	79	81	4	61	59	4	64	67	4	68	68	
	視聴覚検診	3歳0～3か月児	4	56	57	4	79	81	4	61	59	4	64	67	4	68	68	
	健康相談	すくすく育児相談	乳幼児	12	-	251	12	-	307	12	-	330	12	-	333	12	-	372
おっぱい相談		産婦	12	-	32	12	-	58	12	-	46	12	-	35	12	-	43	
健康教育	ママババクラス	妊婦とその家族	12	-	20	12	-	37	9	-	39	9	-	25	9	-	51	
	ブックスタート事業	3～4 か月児	6	48	48	6	68	68	6	81	80	6	56	56	6	79	80	
	離乳食講習会	離乳期の乳児と保護者	6	-	35	6	-	34	6	-	35	6	-	29	6	-	40	
	1歳児歯科指導教室	1歳0～3か月児	3	57	36	3	63	40	3	67	41	3	73	47	3	69	55	
	親子ふれあい教室	要経過観察の幼児と保護者	12	-	72	16	-	98	18	-	76	18	-	97	18	-	97	
	育児応援教室	要経過観察の幼児と保護者	13	-	35	12	-	42	12	-	38	12	-	57	12	-	60	
	ママと子のためのセミナー	乳幼児と保護者	4	-	29	/	/	/	4	-	19	4	-	30	4	-	23	
	母と子のふれあい広場	幼児と保護者	4	-	28	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
親と子のおやつづくり	幼児と保護者	1	-	9	1	-	11	1	-	8	1	-	10	1	-	11		
訪問指導	未熟児訪問	低出生体重児	-	4	延 4	-	5	延 8	-	5	延 5	-	6	延 8	-	13	延 13	
	新生児・乳児訪問（H22～乳全訪）	新生児・乳児と産婦	-	-	延 55	-	-	延 71	-	-	延 82	-	-	延 79	-	-	延 103	
	幼児訪問	転入児ほか	-	-	延 25	-	-	延 23	-	-	延 19	-	-	延 16	-	-	延 35	
	養育支援家庭訪問事業	ハイリスク児と保護者	-	-	延 65	-	-	延 14	-	-	延 60	-	-	延 46	-	-	延 63	
幼稚園保育所等巡回相談	在園児他	12	-	90	12	-	82	12	-	76	12	-	75	12	-	59		

資料：子育て健康課



② 時間外保育事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）※	173	257	333	248	354
実施個所数（か所）	1	1	1	1	1

資料：子育て健康課  
※各月実人数の合計値

③ 放課後児童健全育成事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定員数（人）	60	100	140	140	140
登録児童数（人）	51	83	113	127	116
クラブ数（か所）	2	2	2	2	2

資料：子育て健康課

④ 子育て短期支援事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	—	—	—	—	—
実施個所数（か所）	—	—	—	—	—

資料：子育て健康課

⑤ 地域子育て支援拠点事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数（人）	5,810	7,716	6,262	6,156	8,895
実施個所数（か所）	1	1	1	1	2

資料：子育て健康課

⑥ 幼稚園における一時預かり事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1号認定利用者数（人）	—	1,319	1,946	1,501	1,217
2号認定利用者数（人）	—	—	—	—	—
実施個所数（か所）	—	2	2	2	2

資料：教育課

⑦ 保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所における利用者数 (人) ※1	—	104	55	40	38
ファミリー・サポート松田に おける利用者数 (人) ※2	338	167	404	805	516

資料：子育て健康課

※1：各月実人数の合計値

※2：延べ人数

⑧ 病児保育事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数 (人)	—	—	—	—	28
延べ利用者数 (人)	—	—	—	—	15
実施箇所数 (か所)	—	—	—	—	1

資料：子育て健康課

※平成30年10月から病後児保育事業を実施

⑨ 利用者支援事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数 (か所)	—	—	—	1	1

資料：子育て健康課

### 3. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果と分析

#### ◆調査概要◆

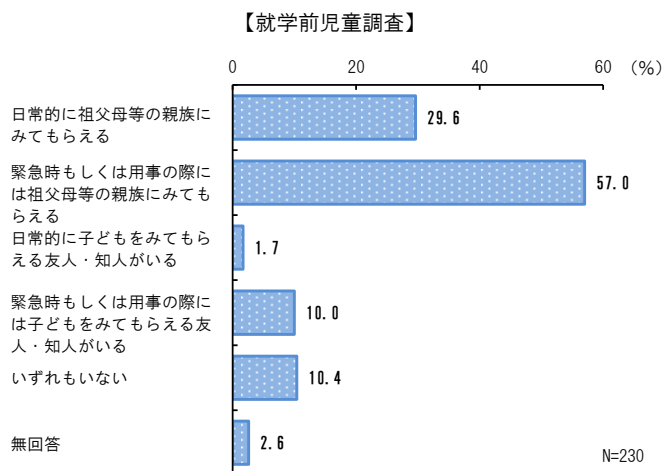
調査対象	町内に在住する就学前児童のいる家庭の保護者（就学前児童調査） 町内に在住する小学生のいる家庭の保護者（小学生調査）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成31年1月31日～平成31年2月18日
発送数	就学前児童調査：479票
	小学生調査：358票
回収数	就学前児童調査：245票
	小学生調査：149票
有効回収数	就学前児童調査：230票
	小学生調査：145票
有効回収率	就学前児童調査：48.0%
	小学生調査：40.5%
調査結果を見る際の 注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・有効回収数は、回収数から集計に不適正な無効回答等を除いた有効回答の合計数です。</li><li>・基数となるべき実数は調査数Nとして記載しています。</li><li>・比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。</li><li>・複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超えることがあります。</li></ul>

◆ 調査結果 ◆

(1) 子どもとご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

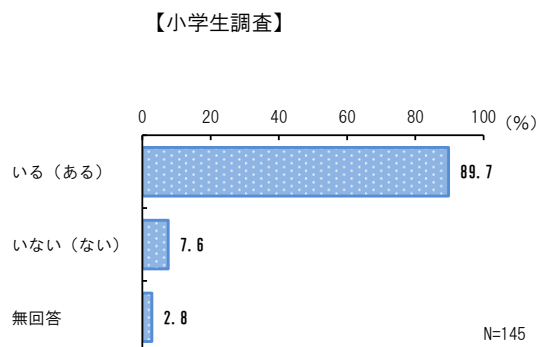
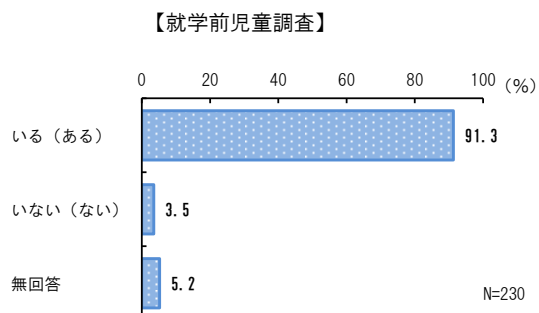
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.0%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が29.6%、「いずれもない」の割合が10.4%となっています。



② 子育ての気軽な相談相手の有無

就学前児童調査では、「いる（ある）」の割合が91.3%、「いない（ない）」の割合が3.5%となっています。

小学生調査では、「いる（ある）」の割合が89.7%、「いない（ない）」の割合が7.6%となっています。



### ③ 母親と父親の就労状況

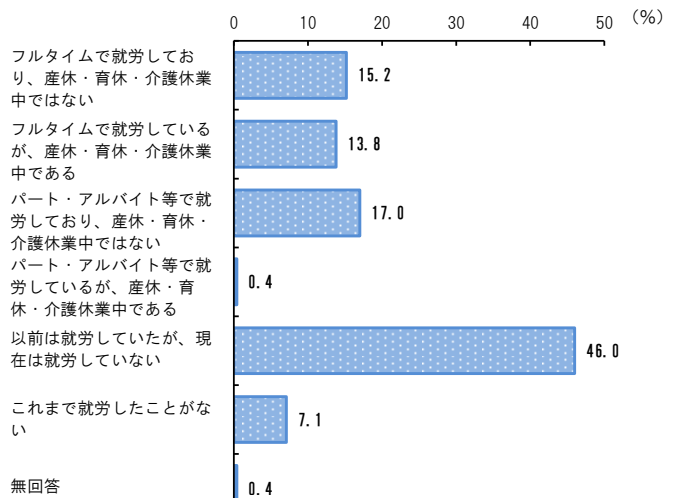
#### 【母親】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 46.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 17.0%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 15.2%と最も高くなっています。

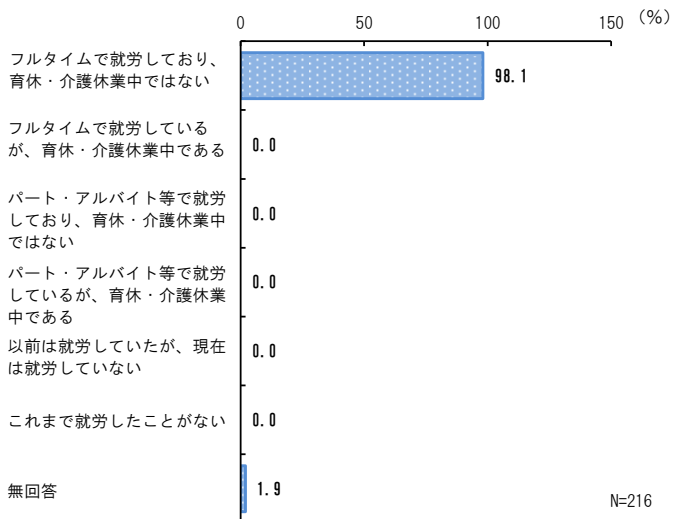
#### 【父親】

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・介護休業中ではない」の割合が 98.1%と最も高くなっています。

【就学前児童調査 母親】



【就学前児童調査 父親】

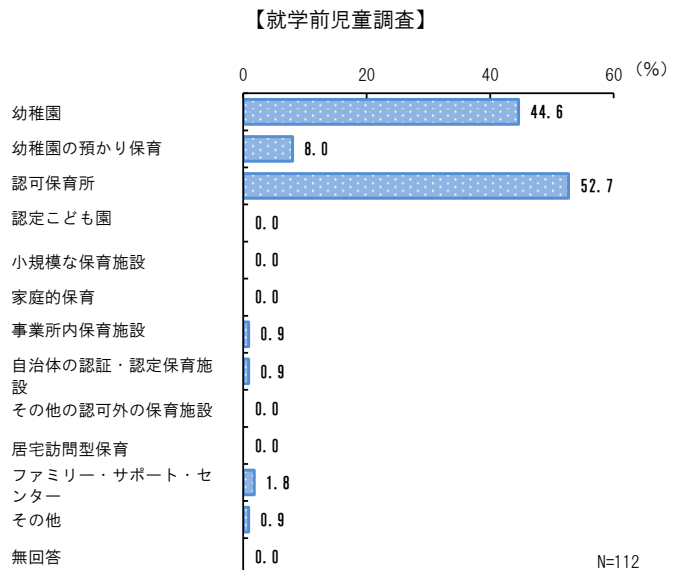


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

### ① 平日利用している教育・保育事業

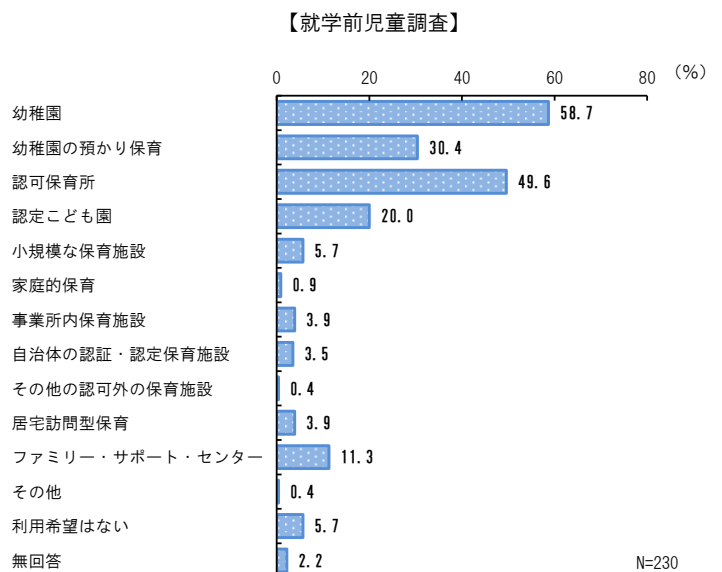
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で 48.7% (112/230 件) となっています。

その内訳は、「認可保育所」の割合が 52.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 44.6%となっています。



### ② 平日利用したい教育・保育事業

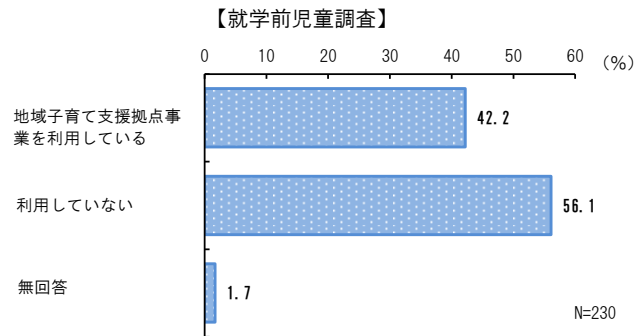
現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園」の割合が 58.7%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 49.6%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 30.4%となっています。



### (3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

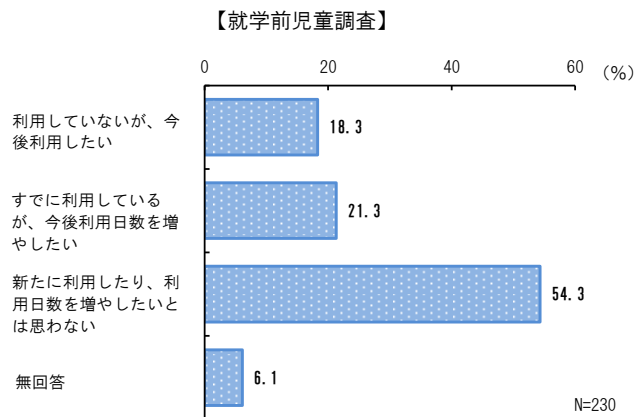
#### ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が 56.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業を利用している」の割合が 42.2%となっています。



#### ② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

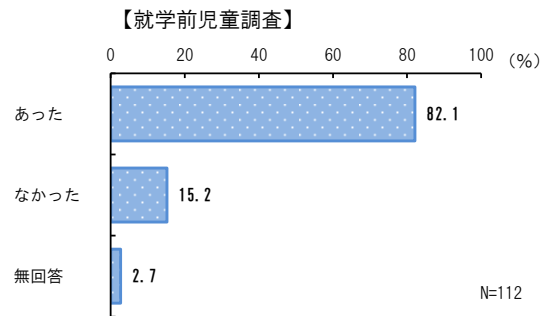
地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 54.3%と最も高く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 21.3%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が 18.3%となっています。



#### (4) 一時預かり等の短時間サービスについて

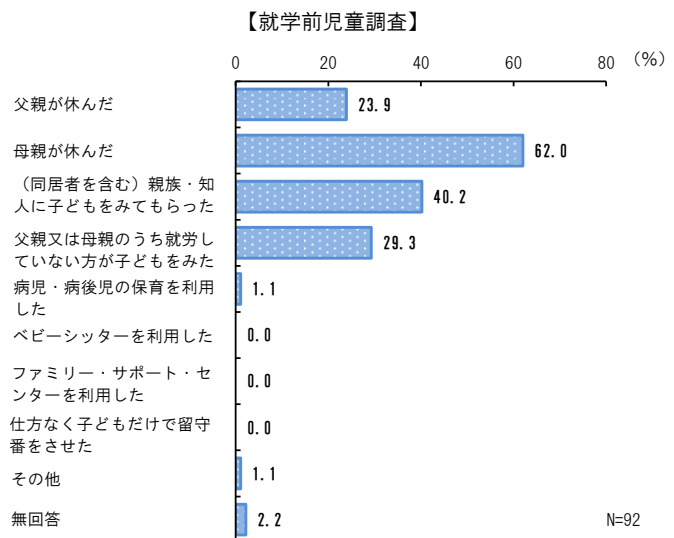
##### ① 病気やケガで通常の事業が利用できなかった

1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できないことが「あった」の割合が82.1%、「なかった」の割合が15.2%となっています。



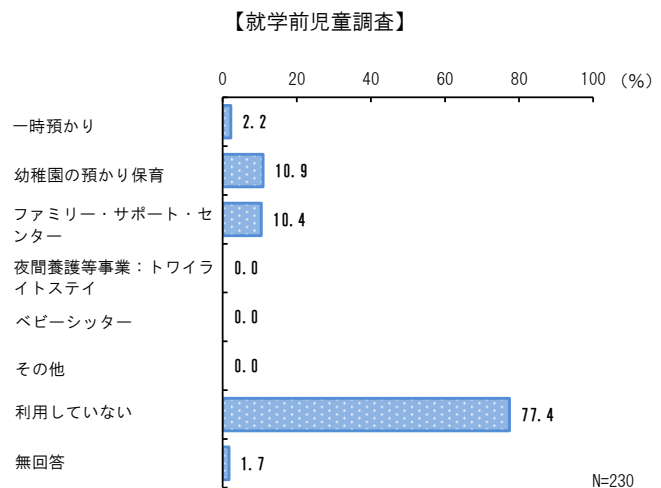
##### ② 対処法

対処方法として、「母親が休んだ」の割合が62.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が40.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が29.3%となっています。



##### ③ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が77.4%と最も高くなっています。



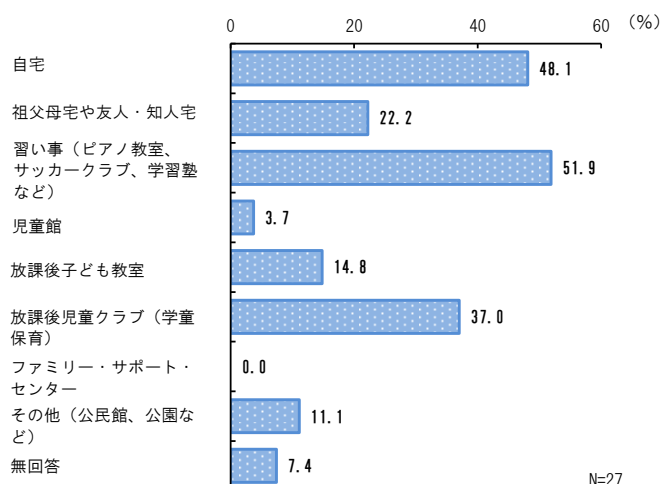


## (5) 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について

### ① 就学前児童（5歳）の保護者の小学校にあがってからの希望

子ども（5歳）について、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が51.9%と最も高く、次いで「自宅」の割合が48.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が37.0%となっています。

【就学前児童調査】



### ② 小学生の保護者の希望

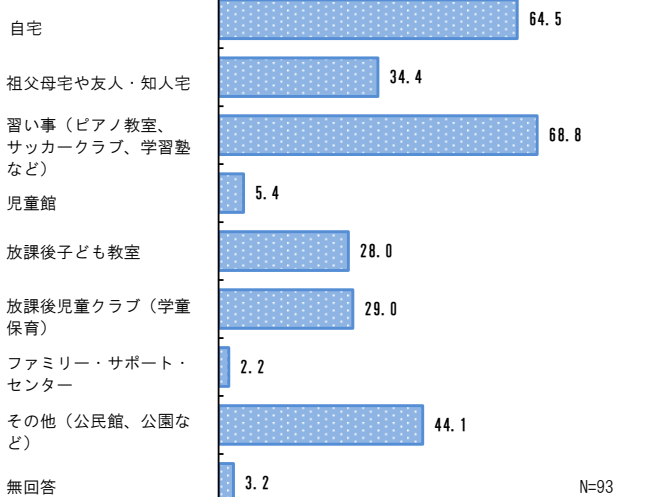
子どもが小学校低学年（1～3年生）の時、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「習い事（ピアノ・サッカー・学習塾など）」の割合が68.8%と最も高く、次いで「自宅」の割合が64.5%、「その他（公民館、公園など）」の割合が44.1%となっています。

子どもが小学校高学年（4～6年生）の時では、「習い事（ピアノ・サッカー・学習塾など）」の割合が77.2%と最も高く、次いで「自宅」の割合が72.4%、「その他（公民館、公園など）」の割合が42.8%となっています。

【小学生調査】

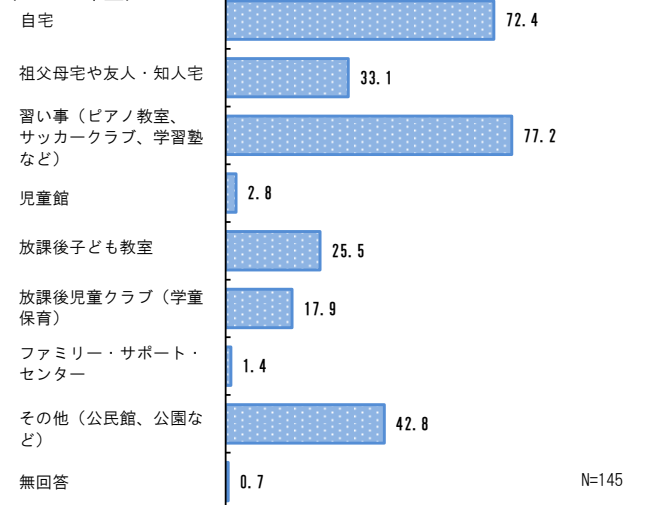
#### 【小学校低学年】

（1～3年生）



#### 【小学校高学年】

（4～6年生）



## (6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

### ① 育児休業の取得状況

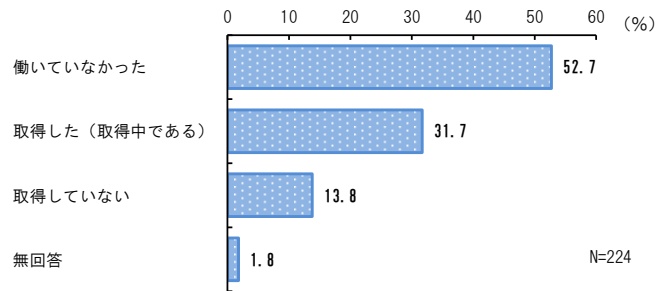
#### 【母親】

「働いていなかった」の割合が52.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が31.7%、「取得していない」の割合が13.8%となっています。

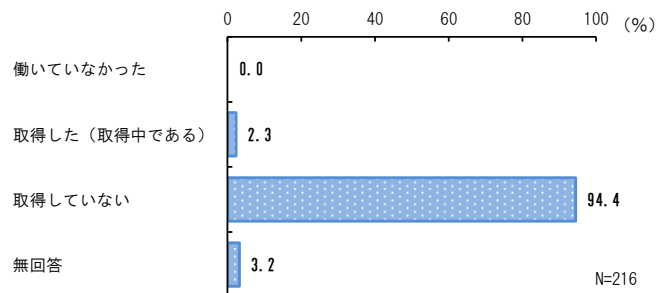
#### 【父親】

「取得していない」の割合が94.4%と最も高くなっています。

【就学前児童調査 母親】

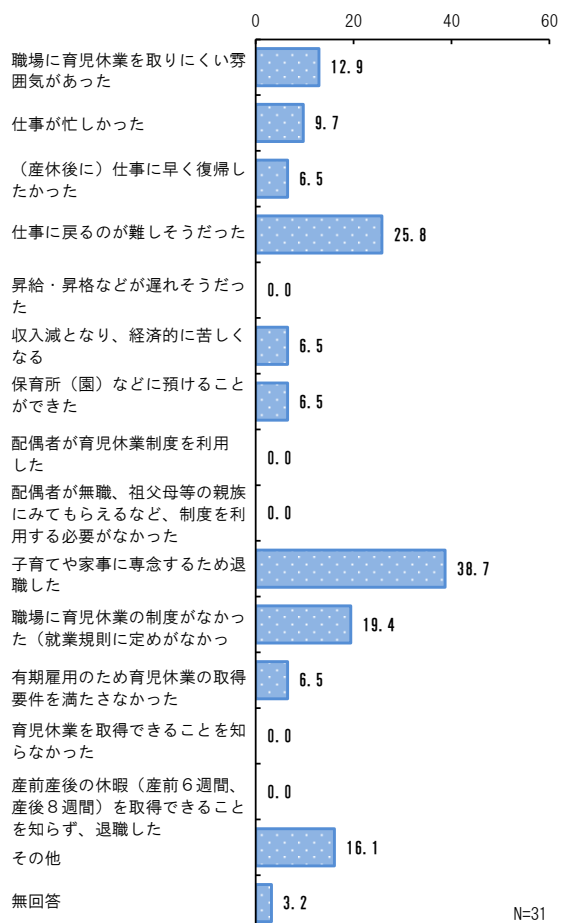


【就学前児童調査 父親】

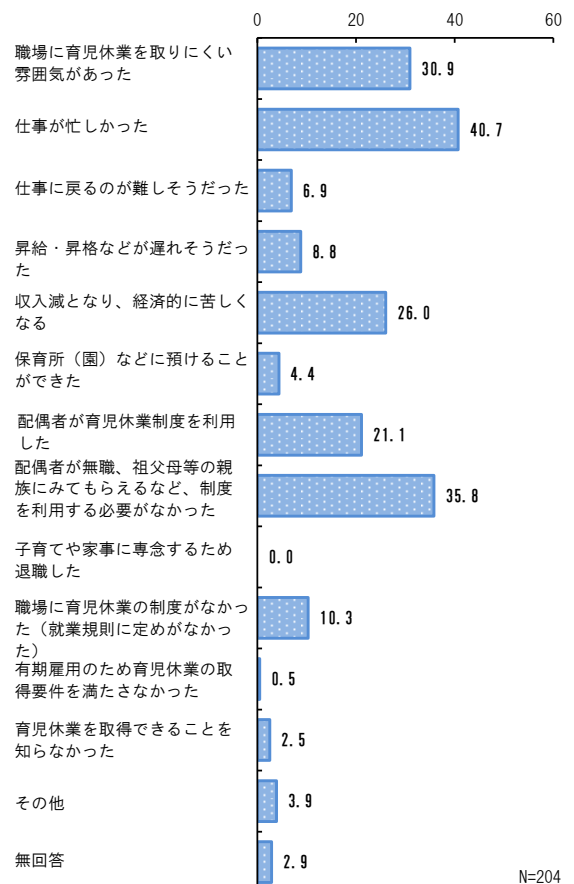


### ② 取得していない理由

【就学前児童調査 母親】



【就学前児童調査 父親】



## 【母親】

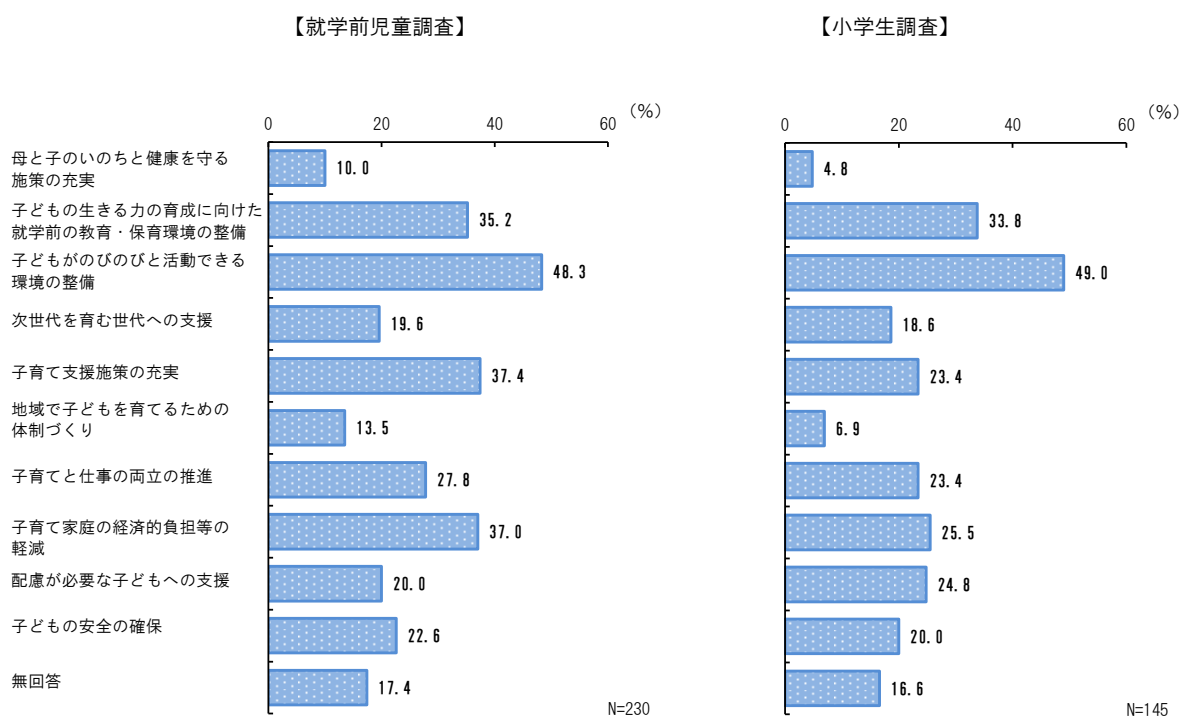
育児休業を取得していない方の理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が38.7%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が25.8%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が19.4%となっています。

## 【父親】

「仕事が忙しかった」の割合が40.7%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が35.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が30.9%となっています。

## (7) 子育て全般について

### ① 今後力を入れるべき取り組み

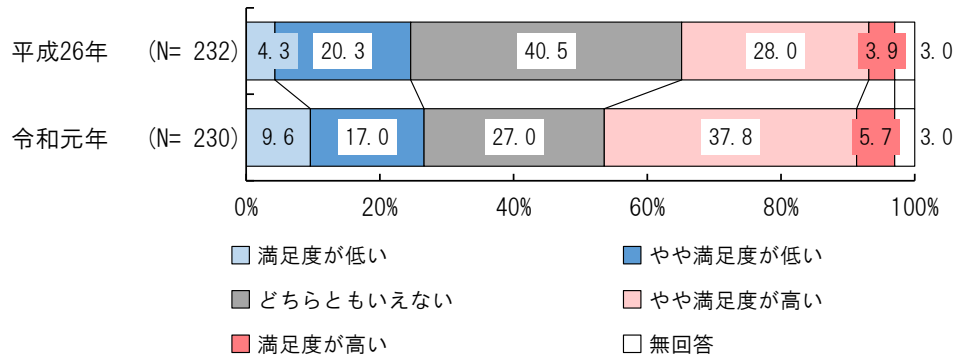


今後力を入れるべき取り組みは、就学前児童調査、小学生調査ともに「子どもがのびのびと活動できる環境の整備」の割合が最も高くなっています。就学前児童調査では「子育て支援施策の充実」と「子育て家庭の経済的負担等の支援」が高くなっています。小学生調査では「子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備」が高くなっています。

## ② 子育てしやすい町か

### 【就学前児童調査】

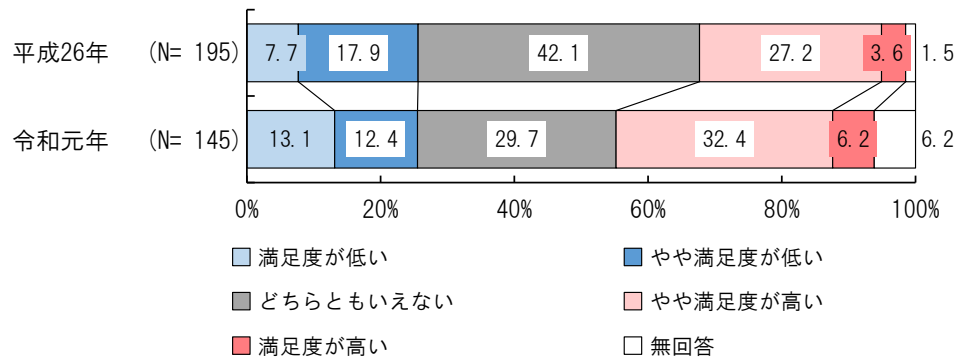
経年比較



就学前児童調査での松田町の子育て環境や支援への満足度は、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を足した“満足度が高い”の割合は43.5%で、平成26年の31.9%を11.6ポイント上回っています。

### 【小学生調査】

経年比較



小学生調査での松田町の子育て環境や支援への満足度は、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を足した“満足度が高い”の割合は38.6%で、平成26年の30.8%を7.8ポイント上回っています。

#### 4. 第1期計画の評価

全国的な傾向と同様、本町においても少子高齢化が進行しており、今後もその傾向は続くと想定されます。そのような状況のなか、本町では平成31年4月に松田中学校と寄中学校が統合し、新生の松田中学校が開設されました。

子どもの教育・保育施設への在籍状況をみると、第1期の子ども・子育て支援事業計画が始まった平成26年と直近の平成31年における各施設在籍人数を比較して、公立幼稚園、小学校、中学校の人数は減少していますが、保育所の人数は増加しており、保育ニーズが高まっている傾向にあります。

第1期計画期間中には、子育て支援センターの旧土木事務所への移転や新たに小規模保育所が開所されるなどの整備が進められたほか、地域子育て支援拠点事業において拠点数を増やしたり（子育て支援センター すこやか p62参照）、病児保育事業が開始されたりしました。

#### 5. 松田町の子ども・子育てを取り巻く課題

第2期計画の策定にあたり、各種統計データ、アンケート調査結果、第1期計画の評価等からみえる松田町の子ども・子育てに関する課題を整理しました。

##### （1）相談体制の充実

本町の人口動態等からは少子高齢化や核家族化の傾向がみられます。一般世帯における核家族世帯の割合は約6割となっており、困ったときに子育てを親などに頼ることができない家庭が今後増えていく可能性があります。アンケート調査では、子育てをする上で気軽に相談できる人がいないと回答した方もみられました。子育て世代包括支援センターの体制をより強化し、各種相談機関との連携を密にすることで、ネットワークを構築し、町民が困ったときにはどんなことでも相談できるような総合的な相談体制が必要です。

##### （2）子育てと仕事の両立

子育てと仕事に関する本町の状況をみると、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は上昇傾向にあるほか、女性の年齢別労働力率においては子育て世代の30歳代、40歳代の労働力率が高くなっており、子育てと仕事の両立はますます重要な課題になっていると考えられます。アンケート調査では、育児休業を取得しなかった父親が大多数を占めました。働きながら安心して子どもを育てることができるように、各種支援の実施と周知に努めるとともに、事業所への子育てしやすい職場となるような働きかけが必要です。

##### （3）居場所の整備

アンケート調査では、子どもがのびのびと活動できる環境の整備に対するニーズが大きかったほか、子どもが安心して遊べるような場所が少ないという意見もみられました。上述の通り働きながら子育てをする家庭が増えていくなかで、子育てと仕事の両立を支援する意味でも、安全、安心のまちづくりを目指すとともに、一時預かりなどの困ったときに子どもを安心して預けられる居場所づくりが必要です。



## ◆第3章 計画の基本的な考え方◆

---

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

松田町第6次総合計画では、子ども・子育てに関する将来像の実現を支える目標として、「誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち（健康・福祉）」、「質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまち（教育・文化）」を掲げています。

本町の児童福祉の基本的な方向に基づき、すべての子どもたちが笑顔で成長するために必要とされている子育て支援施策の充実を、地域、行政、専門機関等のあらゆる主体が連携して支え合うことが重要です。第1期松田町子ども・子育て支援事業計画の内容を継承し、継続して子育て支援施策を推進することで、松田町で成長した子どもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるようなまちづくりを目指し、基本理念を次のとおりとします。

いのち“育み” 未来へ“ツナグ” 進化“つづける” 故郷

～子どもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～

### 2. 計画の基本的な視点

#### (1) 子どもの育ちの視点

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

#### (2) 親（保護者）としての視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが重要です。保護者としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

#### (3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために、地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。



### 3. 基本目標

#### 基本目標1 母と子のいのちと健康を守る

安心して健やかに子どもを生ま育てることができるよう、安全で快適な妊娠期、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

#### 基本目標2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていくことが重要です。乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育所・幼稚園・小学校の教職員が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、保育所・幼稚園・小学校の連携を強化します。

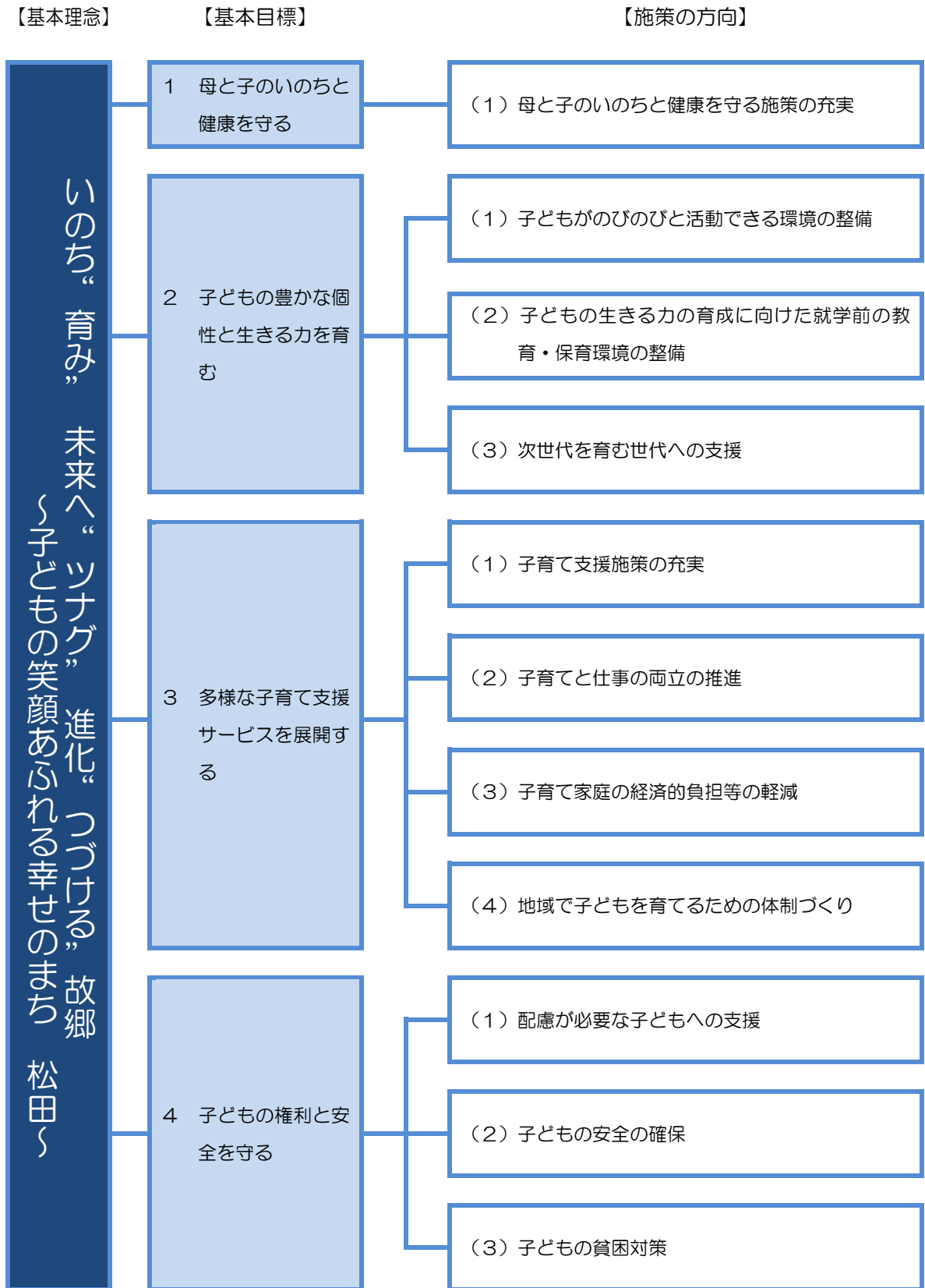
#### 基本目標3 多様な子育て支援サービスを展開する

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担う重要な役割です。妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、子育て中の親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境づくり（ネットワークの構築）を推進します。

#### 基本目標4 子どもの権利と安全を守る

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、経済的に困窮している家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。またすべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。

## 4. 施策の体系



## ◆第4章 施策の展開◆

---



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 母と子のいのちと健康を守る

#### ◆施策の方向1◆ 母と子のいのちと健康を守る施策の充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が孤立してしまわないように、気軽に相談や交流ができる場を提供します。

No	事業名	事業内容	所管
1	母子健康手帳の交付	順調な妊娠経過と安全な出産の確保を図るため、保健師が原則全数面接しています。また、乳幼児の成育記録帳として妊娠早期に母子健康手帳の交付が受けられるよう啓発に努めています。今後とも、妊娠から出産までの不安軽減や異常を予防し、心身ともに健康な妊娠期間を過ごせるよう個別指導（家庭訪問、電話相談）の充実に努めます。	子育て健康課
2	妊婦健康診査の実施	妊婦の健康管理を図り、妊婦乳幼児の死亡率低下、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止など、妊娠に伴って起きる病気の早期発見に努めています。経済的負担の軽減のため、妊娠期間中14回の費用補助をしています。今後とも、健康診査の充実に努めます。	子育て健康課
3	妊産婦歯科健康診査の実施	妊産婦の口腔に関する疾病の予防や早期発見、また疾病予防等の意識を向上し健康管理を図る事を目的として、妊娠中に1回、産後1回、歯科健診の費用の助成を行っています。	子育て健康課
4	母親・父親教室の開催	妊娠、出産に関する適切な情報提供と不安の解消を図ることを目的に、母親・父親教室を山北町と共同で開催しています。核家族化が進む中、友達づくりの促進、出産・育児の情報提供など、安心して産み育てることができるよう支援しており、今後とも教室の充実に努めます。	子育て健康課
5	こんには赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなぎます。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	子育て健康課
6	訪問指導（妊産婦・新生児・乳児・低出生体重児・転入児）	母子保健法に基づき、妊産婦、新生児、低出生体重児等を対象に訪問指導を実施しています。今後とも、育児に不慣れな時期に安心して育てることができるよう支援に努めるとともに、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭の早期発見に努めます。	子育て健康課
7	乳幼児健康診査の実施	乳幼児期各期において、健康診査及び保健指導を実施、育児支援と疾病または異常の早期発見を行うことにより、乳幼児の健康の確保と健全育成を図っています。3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は町で行い、お誕生前健康診査（10～11か月児）を医療機関に委託し個別健康診査方式で実施しています。今後とも、健康診査の充実に努めるとともに、虐待の早期発見にも努めます。	子育て健康課

No	事業名	事業内容	所管
8	乳幼児健康相談の実施	子育て相談の窓口『松田町子育て相談室のびのび』を設置し、専任の母子保健コーディネーターが中心となり、いつでも相談できる体制を整えています。0歳～就学前までの乳幼児を対象に、月1回、育児に関する適切な情報の提供や、不安・心配事の軽減・解消を目的に「すくすく育児相談」や「おっぱい相談」を実施しています。今後とも健康相談の充実に努めます。	子育て健康課
9	幼児教室	各種健康診査や相談事業をきっかけに親子で参加し、遊びを通して子の発達を促し、また母と子が気づき、成長していくことを目的に、「親子ふれあい教室」や「育児応援教室」を実施しています。今後とも、幼児教室の充実に努めます。	子育て健康課
10	予防接種の実施	子どもの疾病を未然に防ぐため、すべての子どもが必要な予防接種を受けられるよう、各予防接種の効果やリスクについて保護者への知識の啓発に努めています。各種予防接種は個別接種で実施しており、今後とも国の指針に基づき、予防接種の実施に努めます。	子育て健康課
11	歯科教室及び歯科健康診査の実施	1歳児～3歳児を対象に、下記歯科指導教室、フッ素塗布、歯科健康診査を実施しており、今後とも、教室・健康診査等の充実に努めます。 【歯科指導教室】 1歳児の保護者等を対象に、歯の大切さを認識し、子どものう歯予防に対して関心が高まるよう、歯みがきや適切な食習慣の必要性について啓発しています。 【歯科健診】 1歳6か月児～3歳児を対象に、健康診査受診時に、う歯予防に対する関心の向上を目的に実施しています。 【フッ素塗布】 2歳児を対象に、う歯予防を目的に、フッ素塗布を実施しています。	子育て健康課
12	各種健康診査	【特定健康診査】 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的に、国民健康保険に加入の40歳以上の方を対象に実施しています。 【女性のがん検診】 国の指針に基づき、がんの早期発見のため乳がん(40歳以上の方)検診や、子宮がん検診(20歳以上の方)を実施しています。食生活をはじめとするがん予防の啓発、健康診査の受診率の向上に努めます。	子育て健康課
13	離乳食講習会	離乳期の乳児を持つ母親等に調理実習を通して子どもの発達に合わせた食材の選び方や調理の方法等を指導し、適切な食習慣を身につける目的で隔月に実施しています。大人用の献立から工夫して離乳食を作ることができるようなメニューの提案等を行っています。今後とも、講習会の充実に努めます。	子育て健康課
14	保育所給食の推進	自園方式による完全給食の実施は、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、という情緒的機能や食事を大切に考える考え方を教える等の教育的機能としての役割をもつ保育所給食の推進・充実に、今後も努めます。	子育て健康課
15	学校給食研究会	幼稚園を含む学校給食や家庭での食事のあり方について、地域と連携した地産地消や保護者の代表を加えた研究会を開催することにより、「食育」の推進に努めます。	教育課
16	食生活改善推進員活動	健康づくりの柱である食生活について地域住民自ら推進していくため「ハルスメイトまつだ」が組織されています。1歳児歯科指導教室におけるおやつ作りなど、食育の視点を生かし活動しています。また、推進員の養成は、足柄上地区1市5町合同で養成講座を開設し輪を広げていくよう努めています。今後とも、食生活改善推進員活動の充実に努めます。	子育て健康課
17	食育推進計画の推進	食育基本法が制定されたことを受け、平成25年3月に松田町健康増進計画・食育推進計画を策定し、平成31年3月に計画の見直しをしました。今後、関係機関と連携の下、計画を推進していきます。	子育て健康課

No	事業名	事業内容	所管
18	食に関する学習 機会の推進	1歳児歯科指導教室で手づくりおやつのレシピを配付し、塩分、糖分、脂肪分の減少を意識してもらえるような機会を作っています。	子育て健康課
19	地域医療体制の 整備	多様化する医療ニーズに対応するため、足柄上医師会の協力を得ながら医療機関との連携に努め、地域医療体制の整備を図っています。また、足柄上病院等との医療連携を積極的に実施しており、今後とも、地域の医療体制づくりに努めます。	子育て健康課 福祉課
20	休日、夜間医療 体制の整備	すでに行われている休日急患診療医療体制（足柄上医師会）、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供を充実し、周知を図っています。また、休日等の歯科の救急医療体制について、今後とも、足柄歯科医師会との連携を図り医療体制の整備に努めます。	子育て健康課
21	二次救急医療体 制の整備	2市8町で広域二次病院群輪番制をとって対応しており、今後とも医療体制の整備に努めます。	子育て健康課
22	かかりつけ医の 推進	訪問事業や相談事業等を通して身近に子どもの成長・発育について相談できる医師を持つことで、安心して育児ができるよう普及啓発及び関係機関との連携を図り、医療体制づくりに努めます。	子育て健康課
23	【新規】 小児インフルエ ンザ任意予防接 種費用助成事業	子どものインフルエンザの発症及び重症化の予防のため、インフルエンザ任意予防接種に係る費用の一部を助成します。 1回1,000円 小学生2回 中学生1回 平成30年10月から実施。	子育て健康課

## 基本目標2 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

### ◆施策の方向1 ◆ 子どもがのびのびと活動できる環境の整備

町民一人ひとりが培ってきた学びを生かし、地域の公共施設を活用しながら、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

No	事業名	事業内容	所管
1	児童・生徒のための放課後の居場所づくり	体制整備に向けて、子育て健康課と教育委員会との連携を強めるとともに、ボランティア（社会教育委員）・自治会等の活動と連携できるような取組を推進します。	教育課
2	子どもの館事業	日本の伝統的な言葉遊びや季節の行事を楽しみながら、親と子が癒される場所。子どもたちを取り巻く生活及び文化環境を豊かなものにするために、郷土の生活・文化を伝承した文化活動を推進していきます。	観光経済課
3	児童・生徒指導に関する学校支援	児童・生徒指導に関して、指導主事が次のとおり取り組んでいます。また、今後も児童・生徒指導に関する学校支援に努めます。 ・児童・生徒並びに保護者への適切な指導に関する支援 ・保護者の直接的な訴えに対し事情調査と必要に応じ学校への指導	教育課
4	スクールカウンセラー配置活用事業	児童生徒の臨床心理に関して、中学校に高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、小学校に心の相談員を配置しており、きめ細かな支援体制の構築により、小・中学校の児童・生徒、保護者、教員の教育相談援助にあたっています。	教育課
5	少年スポーツの健全な育成、団体への支援	少子化が進み、少年スポーツ団体の登録者数も減少傾向にある中、子どもたちの心身の健全な育成を図るため、気軽にスポーツを楽しめるような機会を提供します。また、少年スポーツ団体への支援として団員募集の広報をはじめ、スポーツ保険料の補助、活動補助（スーパーキッズ育成団体助成金）及び活動場所の環境等の充実を図っています。	教育課
6	幼小中PTA家庭教育学級の開催	幼稚園、小学校、中学校PTAの保護者を対象に、近年の核家族化、少子家族化の進行に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、家庭教育学級（各種体験教室や講演会など）を実施しています。今後も活動内容の充実に向けた支援に努めていきます。	教育課
7	保育サークル活動への支援	保護者が行事等に参加する際の一時的な保育を目的に、情報提供など保育サークル活動への支援を実施しており、今後とも支援の充実に努めます。	教育課
8	体育協会活動の充実	本町におけるスポーツの振興をとおして、住民の体力づくりの向上と健康の増進を図り、スポーツマンシップの涵養・スポーツをとおしてのコミュニティづくりを推進するため、体育協会活動の支援・連携の充実に努めており、今後とも支援・連携の充実に努めます。	教育課
9	子育て学習講座事業の推進	子育てやしつけなど、家庭教育のあり方を見つめ直してもらうため、家庭教育に関心の少ない親などを含めたより多くの親を対象に、「楽しい親子教室」（教育課）、「健康教育」（子育て健康課）を開設し、今後とも、考える機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。	子育て健康課 教育課
10	健診時ブックスタートの提供	3～4か月児健康診査時に、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心が触れ合う時間をもつきっかけを作るため、絵本を2冊配付しています。今後とも、健診時ブックスタートの内容の充実に努めます。	子育て健康課



No	事業名	事業内容	所管
11	文化伝承教室 (文化伝統の継承)	地域に残る伝統芸能、特に町の無形文化財である大名行列や寄祭囃子などの民俗芸能を小学生・中学生等に伝承し、次代を担う子どもたちの交流や郷土文化への理解と伝承を進めます。	教育課
12	図書館活動の推進	図書館の充実と図書館活動の推進に向け、次のような取組を行っています。 ・幼児へのおはなし会 月3回で20名 ・特別おはなし(年2回80名)	教育課
13	公民館活動の推進	公民館において、様々な学習や遊び、交流を目的に、次のような公民館活動を促進します。 ・公民館施設の利用 ・公民館活動事業の推進 ・文化活動事業 芸術芸能鑑賞会、展示会、講演会などの開催 ・研修会、講座等の開催 今後とも児童の健全育成を推進する事業展開を図ります。	教育課

◆施策の方向2◆ 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備

子どもたちが豊かな社会性を育むための取り組みを充実していきます。また、時代の潮流を踏まえ、ICTを活用した教育を推進していきます。

保育サービスについては、利用者の多様なニーズに応えることができるよう、小規模保育所を開所しました。今後も、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

No	事業名	事業内容	所管
1	多様な体験活動の推進	総合学習などをとおして、小・中学校に様々な学習活動の指導、協力をを行う地域住民の情報提供及び多様な体験活動を推進していきます。また、学校とは別の環境として、青少年指導員などで主催するキャンプ教室等では、多様な体験活動とともに地域の大人との関わりにより、学ぶ集団生活における経験なども継続的に推進していきます。	教育課
2	学校評議員制度の活用	学校評価の充実と学校評議員制度の活用により、今後とも、地域及び家庭と学校との連携・協力を努めます。	教育課
3	英語教育の充実	児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を養うためにALT（外国語指導助手）を配置し、発達段階に応じた英語指導の強化を行うことにより、園児・児童・生徒の英語教育の充実を進めます。また、英検の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、英検を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、補助金交付します。	教育課
4	情報教育の充実	国の教育振興計画によりICT機器の配備を進めてきました。ICT機器の活用にあたっては指導者（教員）の育成が不可欠であるため継続して育成を進めていきます。また、学習指導要領の見直しにより、プログラミング教育が小学校の授業に導入されることから情報機器を積極的に活用できるよう学習活動や情報モラルが身につく教育環境を整備します。今後は、ICT機器を利用し、学校間など遠隔による交流を行い、情報教育を充実していきます。	教育課
5	福祉教育の推進	心の教育と福祉思想の普及に努めます。特に、青少年層の優しさや思いやりを育むため、学校における福祉活動の充実に取り組んでいます。また、中学生を主な対象に夏休みの特別養護老人ホームでのボランティア活動、社会福祉協議会での福祉体験を実施しており、今後とも福祉教育の充実を努めます。	社会福祉協議会 教育課
6	特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒の障がいに応じた、適切な教育を受けられるように、今後とも特別支援学級の指導・充実、交流教育の推進など、障がい児教育の充実を努めます。	教育課
7	道徳教育の充実	「特別の教科 道徳」として教科化された、道徳の時間を要とし、学校の全教育活動を通じて道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度など道徳性を養うよう努めます。	教育課
8	幼稚園・保育園と小・中学校の連携教育	幼稚園、小・中学校における「連携教育推進会議」、中学校での独自の研究会、保育所も含む他園の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修などにより、地域や子どもたちの実情に合った連携教育を推進します。また、幼稚園児と保育園児との三園交流会、幼稚園運動会への中学生の協力、園児の小学校訪問、小学生の中学校訪問など、子どもたちの世代を超えた交流を推進します。	教育課
9	教職員の資質の向上	授業研修会を開催し、指導法の改善に努めています。また、今後とも各種研修会にも積極的に参加し、教職員の意識改革と資質の向上に努めます。	教育課
10	人権教育	学校生活のあらゆる機会をとおして、人権教育を推進するとともに、一人ひとりが個性と能力を発揮できる教育に努めています。	教育課

No	事業名	事業内容	所管
11	いじめ・不登校・問題行動及び非行の防止	いじめの根絶、不登校・問題行動に関して早期発見、早期対応ができるように、日常の観察などによる実態把握に努めています。また、保護者、学校、スクールカウンセラー等と連携し、今後も個に応じた支援に努めます。さらに、松田町いじめ基本方針の基本理念のもと、いじめの根絶を目指し様々な取り組みを進めていきます。	教育課
12	教材・教具の整備	園児、児童・生徒が身近な環境に自ら関わって生活に取り入れていこうとする態度を養うため、今後とも教具や身近な用具（備品や消耗品）の整備に努め、学習指導の充実を図ります。	教育課
13	施設の整備・維持管理	幼児教育や学校教育の質の変化や新たな施策に対応するため、長期的な幼児数、児童・生徒数の変動を把握し、適正な施策の整備に努めています。また、幼児教育や学校教育にふさわしい環境づくりをめざし、施設の維持管理に努め、計画的に教育環境の充実を図ります。	教育課
14	子どもの読書活動の推進	子ども向けの図書資料の整備や環境整備、ボランティアとの連携によるサービスの提供、図書室の情報提供推進など、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、今後とも、子どもの読書活動推進計画さらには総合的な推進施策に努めます。	教育課
15	スポーツ活動に関する支援	様々なスポーツ活動に接する機会の提供を図り、運動を楽しめる教育・指導の充実に取り組んでいます。また、スポーツ基本法に基づく総合型地域スポーツクラブの活用により子どもたちに対して様々な運動を行う機会の提供に努めます。さらに、県代表等、優秀な成果を修めた青少年の保護者に対し「未来のトップランナー育成応援事業助成金」を交付し、意識の高揚を図ります。	教育課
16	小児生活習慣病の予防	肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣や栄養、適正体重などに関する正しい知識の普及啓発を図るため、今後とも、健康教育の充実を図り、小児生活習慣病の予防に努めます。	子育て健康課 教育課
17	口腔の健康管理	歯科健診や健康教育等を通じて、う歯予防等の口腔の健康管理に取り組んでおり、今後とも充実に努めます。	子育て健康課 教育課
18	通常保育事業	保育ニーズは高まる傾向にありますが、一方で推計からは少子化の傾向もあります。令和元年10月より松田町小規模保育所「なのはな保育園」を開所し、管内保育所定員は19人増員となり現在の入所児童数は139人ですが、ほかに管外保育所を13人の児童が利用しています。今後不足することが予想されるため、多様化する生活実態に伴う利用者ニーズを踏まえ保育施設の整備やサービスの充実及び待機児童対策として、町立幼稚園の認定こども園化も視野に入れて検討に努めます。	子育て健康課 教育課
19	延長保育事業	松田さくら保育園では午後6時から午後7時までの1時間を延長保育時間として設定しています。新制度では、標準と短時間保育の区分ができますが、ニーズに応じた延長保育体制の充実に努めます。	子育て健康課
20	障がい児保育事業	保育所の集団生活が可能で、心身の発達に不安のある児童を保育する障がい児保育を実施しています。このような児童は増加傾向にありますが、今後とも、関係機関と適正な情報共有と受け入れに努めます。	子育て健康課
21	休日保育事業	子育て中の保護者の中には、サービス業等で、日曜日に就労している人がいますが、本町では、休日保育の実施はありません。今後はニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課
22	特定保育事業	保護者の就労状態により「週2、3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」が可能な保育事業です。今後についてはニーズ量を把握しながら検討していきます。	子育て健康課
23	乳児保育の促進	出産後、乳児保育を開設している保育所があれば安心して働くことができるという保護者のニーズに応え、松田さくら保育園では産休明けからの乳児の保育を実施しています。今後も乳児保育の促進に努めます。	子育て健康課

◆施策の方向3◆ 次世代を育む世代への支援

学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。また、学校や関係機関と連携し、各種啓発活動を推進することで、健全な青少年の育成を図ります。

No	事業名	事業内容	所管
1	子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、インターネット上の非公式サイトや掲示板等の情報に関して、子どもに関する情報を集め、メディアの問題性や注意事項などを促すために、子どもや保護者に対する各種啓発活動を推進しています。今後とも、これまでの啓発活動の取組を推進していきます。	教育課
2	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	「児童の権利に関する条約」の内容についての普及・啓発に努めるとともに、自他の人権を尊重できるような人権教育の推進に努めます。	教育課
3	性についての正しい知識の普及	性に対する意識や性行動の実際について現状の把握に努めます。また、保健学習などをおして、命の大切さを啓発するとともに、性感染症についての情報提供及び性についての正しい知識の普及を実施しており、今後とも、知識の普及に努めます。	教育課
4	未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等防止	未成年者の喫煙・飲酒防止に加え、薬物乱用防止のため啓発活動や環境づくりを推進しています。また、喫煙・飲酒及び薬物に関する正しい情報提供や普及啓発も実施しています。今後とも、未成年者の喫煙・飲酒及び薬物乱用等の防止に努めます。	教育課

## 基本目標3 多様な子育て支援サービスを展開する

### ◆施策の方向1 ◆ 子育て支援施策の充実

地域における総合的な子育てを行うための拠点となる子育て支援センターを中心に、様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて、相談ができ、情報提供が図れるよう関係機関との連携を強化し、保護者の育児負担の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容	所管
1	【新規】 病児保育事業	生後4か月から小学校3年までの児童を対象として、病気のため集団保育等が困難な時期に、保育及び看護ケアを行う保育サービス事業です。平成30年10月より上郡5町の広域による「病児保育室ピーターバン」を開所し、事業の実施をしています。	子育て健康課
2	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援を必要とする保護者とその支援を提供できる人との接点をもたらし互助的的事业です。地域の保育機能を補完する役割からも、さらに関係機関と連携しながら事業を推進します。	子育て健康課
3	放課後児童健全育成事業（学童保育）	本町では、現在2か所の学童保育室を設置しています。就労により保育所入所児童数が増加傾向にあることから、学童保育へのニーズは高まっており、特に低・中学年の利用希望者が多く、また、長期休暇の利用希望者も増加傾向にあります。今後は、関係機関と連携を取り、保育環境の整備や保育内容の充実を図っていきます。	子育て健康課
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が仕事などで一時的に養育が困難となったときに、概ね1週間以内の短期間において児童福祉施設等で児童を養護・保護する事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	子育て健康課
5	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事などで夜間に保育できない場合に午後5時から午後10時を目安として児童福祉施設等で児童を預かり、生活指導や食事の提供等を行う事業です。実施についてはニーズの把握や事業の検討に努めます。	子育て健康課
6	一時預かり事業	松田さくら保育園では、保育所等を利用していない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かり、必要な保育を実施しています。 また松田・寄幼稚園では、通常の教育時間の前後や長期休業中などに実施しています。	子育て健康課 教育課
7	つどいの広場事業	主に0～3歳までの子育て中の親の交流を図り、子育ての不安の軽減、仲間づくりを支援するものです。本町では、子育て支援センターにおいて、日常的にこの機能を果たしています。	子育て健康課
8	子育て支援センター事業	子育て支援センターは、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場として、また、地域における総合的な子育てを行う拠点として平成14年10月に開設しました。 令和元年5月に旧土木事務所へ移転し、子育て広場（フリースペース）と駐車場が広くなり、さらに使いやすい施設となりました。 主な活動として、下記のような子育てサービスの提供を実施しております。 ○主な活動 育児不安等についての相談及び援助事業、育児情報の収集及び提供、子育て支援関係機関・組織等への協力及び支援、子育て広場（フリースペース）の開設、親子が一緒に食事ができるランチルームの開設等。 また平成30年4月に、松田さくら保育園の敷地内にも開設され、現在町内には2つの子育て支援センターがあります。	子育て健康課

No	事業名	事業内容	所管
9	民生委員児童委員相談事業	本町では、35名の民生委員児童委員が、担当地域において援助を必要とする人に対して、福祉サービスを適切に利用できるよう、住民の立場にたって相談に応じたり、必要な情報の提供を行っています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する2名の主任児童委員が関係機関や民生委員児童委員と連絡・調整のうえ、相談援助事業にあたっています。今後とも、相談事業の充実に努めます。	福祉課
10	子育て世帯等を対象とした地域優良賃貸住宅	定住促進・子育て支援をコンセプトに、子育て世帯・新婚世帯が対象の住宅として、平成29年度より町屋地区にて整備を開始。「ラ・メゾンカラフル町屋」と名称も決まり、平成31年3月から入居が開始しました。子育て支援センターの正面に位置し、住宅内にコミュニティスペースがあるなど、安心・安全にファミリー世帯が暮らしやすい住宅となっています。	総務課

◆施策の方向2◆ 子育てと仕事の両立の推進

仕事と子育てを両立する上では、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事と家庭の両立のために、家庭の重要性を再認識し、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、労働者や町民、事業所に対する意識啓発を進めていきます。

No	事業名	事業内容	所管
1	性別による役割分担意識の見直し	男女の役割分担意識を身近な問題として考えてもらうための講演会・研修会や広報紙でのPRを実施しています。	定住少子化担当室
2	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	保育サービスの充実をはじめ、子育て支援センター等のサポート施設や活動、サービスについて、広報紙面等を通じてお知らせし、住民への活用を勧めています。 今後とも、就業条件・環境の整備に向けた情報提供等に努めます。	定住少子化担当室
3	ハローワーク等関係機関との連携	今後とも、関係機関と連携した町民の雇用及び労働条件改善の啓発等に努めます。	観光経済課
4	国、県及び農業団体、商工団体等関係団体との連携	国、県及び地域における農・商業等の関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する広報・啓発、情報提供等について推進していきます。今後とも、上記連携の充実に努めます。	観光経済課
5	男女共同参画の意識づくり	性別にとらわれない、真の男女共同参画社会をつくるためには、まず女性の社会的自立が不可欠であることから、町では住民の方々の意識改革や環境整備を推進していきます。また、意識啓発のための講演会等の男女共同参画事業、父親・母親教室等の保健事業、子育て支援センター事業など、関係各課・機関と連携して、推進のための事業を行っていきます。今後とも、男女共同参画の推進に努めます。	定住少子化担当室
6	男女共同参画教育の推進	男女平等の社会を目指して、地域社会の制度や慣行を見直すなど、平等の認識が深まるよう意識啓発と学習機会の充実に努めます。	定住少子化担当室
7	保育サービスの活用	今後とも、町民が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育や低年齢児保育の事業導入、ファミリー・サポート・センター事業や学童保育の実施、施設面から保育内容まで、各種保育サービスの充実と質の向上に努めます。	子育て健康課
8	就業条件・体制の整備	今後とも、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について企業・事業主及び住民等への啓発に努めます。	定住少子化担当室
9	国、県及び関係団体等との連携	国、県及び地域における関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備・関係法制度等の広報・啓発・情報提供等について積極的に推進しています。今後とも、上記連携の充実に努めます。	定住少子化担当室 子育て健康課

◆施策の方向3◆ 子育て家庭の経済的負担等の軽減

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援等の側面的な支援を充実します。

また、ひとり親家庭等には、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	所管
1	保育料（保育所）の検討	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラス、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの保育料（利用料）が無償となりました。 0歳から2歳児クラスまでの保育所等通常保育の保育料については、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に基づき、今後とも、適正な保育料の設定に努めます。	子育て健康課
2	児童手当の支給	法令に基づき中学校修了までの児童を養育している方に、次の金額を支給します（金額は1人当たりの月額です）。 3歳未満：一律15,000円、3歳以上小学校修了前：10,000円（第3子以降は15,000円）、中学生：一律10,000円 ※所得制限により5,000円となる場合があります。	子育て健康課
3	小児医療費助成	通院や入院に対する助成対象年齢を平成23年度より中学校修了までに拡大しています（所得制限なし）。ニーズ調査結果から評価の高い事業であるため、今後も継続に努めます。	子育て健康課
4	育英奨学制度	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、町独自施策である育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課
5	就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費と学校へ納める費用の一部を援助します。	教育課
6	ひとり親家庭の自立、就業支援	現在行っている制度には、児童扶養手当・ひとり親医療制度等があり、引き続き自立に向けた支援を推進します。	子育て健康課
7	ひとり親家庭への相談対応の推進	ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、県をはじめとする関係機関との連携を密にして生活指導や相談対応を実施しています。 今後とも、県の指針に基づき、指導、相談の充実に努めます。	子育て健康課
8	児童扶養手当の支給	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給しています（所得制限があります）。 今後とも、国、県の指針に基づき、広報や窓口で案内を確実にし、適正な受給管理に努めます。	子育て健康課
9	母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助長を促進するため、指針に基づき、県が実施している低利の各種生活資金の貸付制度の周知に努めます。	子育て健康課
10	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受けている夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実に寄与することを目的として、一治療につき20万円を上限に助成を行います（対象、助成回数など制限あり）。	子育て健康課
11	不育症治療費助成事業	不育症と診断され治療を受けている夫婦に対し、不育症治療と検査に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実に寄与することを目的として、一治療につき30万円を上限に助成を行います（対象、助成回数など制限あり）。	子育て健康課



No	事業名	事業内容	所管
12	子育て世帯支援事業補助金の支給	子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世帯の水道料金（前年度の基本料相当額）を補助します。 対象となる世帯（①～⑤すべてに該当すること） ①年度末時点で18歳以下である子どもを、2人以上養育していること ②①の子どものうち、中学生以下の子どもがいること ③6月1日時点で、松田町に住所があること ④世帯全員が、町税や水道料金の滞納が無いこと ⑤生活保護世帯でないこと	子育て健康課
13	就園料補助	児童扶養手当受給者や前年度分町民税非課税世帯、生活保護世帯等に対し、幼稚園または保育所の就園料の一部を補助します。	子育て健康課
14	住宅取得奨励金制度	松田町への定住促進、地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築または購入した際に、一定の要件を満たす方を対象に住宅取得促進奨励金を交付しています。	定住少子化担当室
15	二世帯同居等支援奨励金交付制度	親世帯との同居や近居に伴う定住促進を図るため、親世帯が町内に1年以上居住している子世帯が、既存の住宅を増改築して親世帯との同居を始める場合や、新たに住宅を取得して親世帯と同じ町内で近居を始める場合などに、子世帯に対して奨励金を交付します。なお二世帯奨励金の一部は、町内で利用できる商品券で交付しています。	定住少子化担当室
16	【フラット35】子育て支援型	子育て世帯とその親世帯との同居を促進するために、町と独立行政法人住宅金融支援機構が協定を結び、松田町二世帯同居等支援奨励金交付制度をご利用予定の方のうち、一定の要件を満たす方を対象に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。	定住少子化担当室
17	民間賃貸住宅家賃補助金交付制度	子育て世帯や若年世帯の定住促進を図るため、松田町空家バンクに登録された賃貸物件に入居した対象者に対して、その家賃負担の一部につき、補助金を交付しています。なお補助金は町内で利用できる商品券で交付しています。	定住少子化担当室

◆施策の方向4◆ 地域で子どもを育てるための体制づくり

子育て世代包括支援センターを中心として、地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動しているNPO法人や団体、町民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを回り、子育て支援サービスの向上に努めます。

さらに、基幹相談支援センター（障がい者支援）、地域包括支援センター（高齢者支援）とも情報共有を活発に行い、連携を強化することで、制度の狭間の問題への対応、切れ目のない支援、世代を超えた交流の場の提供を図ります。

地域の社会資源を活用しながら、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者や地域の人々が学校運営に参画・支援する仕組みづくりを推進します。

No	事業名	事業内容	所管
1	子育て相談室のびのび (子育て世代包括支援センター)	妊娠・出産・子育ての実情を把握し、各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的としています。専任の母子保健コーディネーターが中心となり、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行います。	子育て健康課
2	学校評議員（再掲）	町立幼稚園、小・中学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となり子どもの健やかな成長を図り、より一層地域や社会に開かれた学校づくりをするために、町教育委員会が学校評議員を委嘱しています。 評議員は、学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者（保護者、地域住民等）で、幼稚園、小・中学校ごとに構成しています。	教育課
3	幼稚園・保育園巡回相談	子どもの健やかな成長を支援するため、町内の幼稚園、保育所に心理士、保健師等が訪問し、子ども一人一人の成長に応じた関わりができるよう先生達と一緒に考えていきます。	子育て健康課
4	寺子屋まつだ	町内の子どもたちを対象に、地域の人材や企業等の協力で、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画して開催することにより、子どもたちの学習意欲を向上させる機会を提供するとともに土曜日の子どもの居場所作りとして活動の場を提供します。	教育課
5	【新規】 放課後子ども教室	放課後に小学校の余裕教室等を利用し、地域の協力を得て、放課後の子どもの居場所を提供し、児童の異年齢交流や様々な体験活動を実施します。 町内では、松田小学校と寄小学校で、令和元年度より開始しています。今後も、事業のさらなる推進を図っていきます。	教育課

## 基本目標4 子どもの権利と安全を守る

### ◆施策の方向1 ◆ 配慮が必要な子どもへの支援

育児不安や児童虐待の早期発見に努めるため、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

障がいのある子どもとその家庭に対しては、地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

No	事業名	事業内容	所管
1	相談体制の整備	児童虐待の未然防止のための相談体制の確立、また被害を受けた子どもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した早期の対応に努めます。	子育て健康課 教育課
2	要保護児童対策地域協議会※	多くの関係機関の役割分担や連携に関する調整を密にし、支援が適切に実施されるよう、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。各関係機関の管理者レベルの代表者会議をはじめ、実務者会議・ケース検討会議を開き、問題の共有化・問題の原因追求、支援の方向性などを検討し、支援体制を充実させていきます。	子育て健康課
3	虐待の発生予防	子育て支援センターや教育委員会、民生委員児童委員、県児童相談所等と連携して虐待の早期発見・早期対応に努めています。 また、子どもの人権の啓発を図るとともに、児童相談員や保健師による育児不安等に対応する相談体制、育児支援、家庭訪問事業を積極的に展開します。	子育て健康課
4	療育体制の充実	障がいを早期に発見して療育を進めるために、乳幼児健診及び訪問指導など母子保健の充実、保健師など専門職員による療育相談、親子教室及び地域訓練会などの指導の充実を図ります。 また、児童相談所や保健所、障害児通所支援事業所、教育等関係機関との連携の強化を図り、障がいのある人が身近な地域で、いつでも相談が受けられ、自立できる体制の整備強化に努めます。	子育て健康課 福祉課 教育課
5	養育支援家庭訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭等に対し、保健師や助産師が訪問し指導、助言をする事により、養育上の問題の解決や軽減を図ります。	子育て健康課
6	障害児居宅支援事業の推進	障害福祉サービスにおける居宅支援サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）など、身近な地域における各種社会資源を有効に活用し、今後とも、障害児居宅支援事業の推進に努めます。 障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、行動援護、短期入所等）および児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）など、障がい児が身近な地域において適切な支援を受けられるよう障害児居宅支援事業の推進に努めます。	福祉課
7	特別児童扶養手当の支給	政令で定める重度若しくは中度の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給しています。今後とも、国の指針に基づく特別児童扶養手当により支援していきます。	子育て健康課
8	障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）の方に支給されます。対象者は手当認定基準に定められている障がいの範囲程度が1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方へ、障害児福祉手当が支給されています。 今後とも、国、県の指針に基づき、実施していきます。	福祉課

No	事業名	事業内容	所管
9	特別支援学級児童・生徒就学奨励費	町内小・中学校の特別支援学級へ進学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学に必要な経費の一部を支給します。	教育課
10	身体障害児補装具給付事業の実施	身体に障がいのある児童に対し、日常生活動作を支援するため、補装具費の一部を助成することにより、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長します。今後とも、国、県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。	福祉課
11	支援教育の推進	障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちのニーズに対応できるように支援教育を推進していくとともに、校内の教育相談・支援教育の推進に努めます。また、小・中学校においては、障がいのある児童生徒の介助（介助員）や通常級でも学習支援を要する児童生徒に対する支援（学習支援員）の配置をしており、幼稚園は介助を要する園児に対して支援教諭を配置しています。	教育課
12	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	在宅の重度障がい児に対し自立生活支援用具等の日常生活用具費の一部を助成することにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。この事業は地域生活支援事業（市町村事業）に位置づけられているため、重度障がい児の状況を踏まえるなど、地域の実情に応じて、必要な日常生活用具の給付に努めます。	福祉課
13	【新規】夏休み子ども会食会	配慮が必要な子ども達に、安価で栄養のある食事や居場所を提供し、長期休暇を活用し子ども達が健やかに豊かで充実した生活と地域との関係づくりを行います。	社会福祉協議会 子育て健康課
14	幼稚園・保育園巡回相談（再掲）	子どもの健やかな成長を支援するため、町内の幼稚園、保育所に心理士、保健師等が訪問し、子ども一人一人の成長に応じた関わりができるよう先生達と一緒に考えていきます。	子育て健康課

※ 要保護児童対策地域協議会

…松田町における保健、福祉、教育及び療育並びに医療機関等の関係機関が、児童虐待の予防と早期発見を含めて、さまざまな問題を抱える子どもたちやその家族への適切な支援を行なうための機能的な連携を図るための場。

◆施策の方向2◆ 子どもの安全の確保

バリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

交通安全教育、防犯・防災教育や、警察、行政、学校、幼稚園、保育所、地域等の連携や協力による防犯、防災、交通事故対策等を継続して取り組み、危機管理を強化します。

No	事業名	事業内容	所管
1	関係機関・団体との情報交換	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校関係者や警察等と綿密な情報交換を実施しており、今後も情報交換の充実に努めます。	安全防災担当室
2	パトロール活動の推進	防犯指導員・青少年指導員が、学校付近や通学路等においてPTA等学校関係者や防犯ボランティア等の関係団体と連携したパトロール活動を推進しており、今後とも積極的に活動を進めます。	安全防災担当室 教育課
3	「こども110番のいえ」の充実	子どもが危険を感じた時や、困ったことが起きた時の緊急避難場所である「こども110番のいえ」等の防犯ボランティア活動促進を支援しています。今後とも、緊急避難場所の確保に努めます。	教育課
4	幼稚園、小学校、中学校の安全管理の推進	幼児・児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを進めています。また、幼稚園、小・中学校へ元警察官などの警備員を配置し、子どもの安全確保の充実、強化を図っています。さらに、地域の方々は毎日の登下校の見守り、教職員及び役場職員については、月に数回、学期始めなど通学路等に立哨し、子どもたちを見守り、安全管理を推進していきます。	教育課
5	あんしんメール配信	町・県・警察等からの災害・犯罪（不審者情報など）に関する緊急情報や、防災防犯に関するお知らせ情報を登録者にメールでお知らせし、安全・安心なまちづくりに努めます。	安全防災担当室
6	防犯ブザーの配布	小中学生を登下校時の犯罪・事故等の被害から守るため、防犯ブザーを提供しており、今後も被害防止に努めます。	教育課
7	防犯の意識づくり	警察及び防犯指導員や防犯関係団体と連携し、防犯キャンペーン、広報などの啓発活動を展開していくことにより、今後とも、保護者や子どもたちの防犯の意識高揚に努めます。	安全防災担当室
8	防犯講習の実施	子どもが犯罪等に遭わないようにするための防犯講習の実施に努めます。	教育課
9	交通安全教育の推進	各期交通安全運動期間中、町交通安全指導車で広報及び毎月1日、15日の登校における小学校近辺で、交通指導隊員が街頭立哨を行っています。また、小学校では自転車の安全な乗り方の指導、幼稚園も歩行訓練を行っています。今後とも、交通安全教育の推進に努めます。	安全防災担当室
10	道路の通行の安全確保	車両と歩行者の共存を図りつつ、特に歩行者の安全確保・利便性の向上を目的とした道路整備に努めます。	まちづくり課
11	道路環境の整備	【幹線道路】 狭あい道路の改善と、歩行者の安全等を確保し、車両及び歩行者の通行が円滑に行えるよう整備に努めます。 【生活道路】 町道認定していない町管理道路で、公共性の高い道路について舗装等を実施し、道路環境の向上に努めます。	まちづくり課
12	カーブミラーの設置	カーブミラーの設置については、交差点及び急カーブ箇所を優先し、自治会の要望を含め順次設置しており、今後も継続していきます。	まちづくり課
13	交通安全施設の整備	交通量の多い交差点及び交通事故が発生しやすい場所については、道路の改良及び安全施設の設置に努めており、今後も継続していきます。	まちづくり課
14	総合交通規制の充実	関係機関と協力して、地域の実態に即した交通規制の要望に努めます。	安全防災担当室

No	事業名	事業内容	所管
15	道路等のバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく歩道の整備を実施しており、今後ともバリアフリー化の推進に努めます。	まちづくり課
16	子育て世帯等にやさしいトイレ等の整備	福祉のまちづくり条例や各種の施設設置基準等に基づき、公共施設等においては、トイレにベビーベッドやベビーチェアを併設したり、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる施設の整備を進めています。今後とも上記整備推進に努めます。	子育て健康課
17	公園の整備	縁豊かで快適な住環境を形成するため、公園や児童公園、児童遊園等の整備や維持管理に努めるとともに、緑化を推進します。	観光経済課
18	防犯灯設備の充実	防犯施設の適切な整備に努めます。	安全防災担当室
19	自動改札機通過情報提供サービス	小田急電鉄株式会社が運営する自動改札機通過情報提供サービス（あんしんゲートパスIC）を、松田町の児童に無料で提供し見守り体制の充実に努めます。	安全防災担当室
20	チャイルドシート購入補助	6歳未満の子どもを養育している保護者が、法に適合した新品のチャイルドシートを購入した際、その費用の一部について5000円を限度に補助する制度で、子どもの安全確保の一助に努めます。	子育て健康課

◆施策の方向3◆ 子どもの貧困対策

手当の支給や就園料補助を通して、生活の基礎を支える経済的支援を行います。また、支援を必要とする人が確実に支援を受けられるように、広報や窓口を通じて案内します。

No	事業名	事業内容	所管
1	就園料補助 (再掲)	児童扶養手当受給者や前年度分町民税非課税世帯、生活保護世帯等に対し、幼稚園または保育所の就園料の一部を補助します。	子育て健康課
2	育英奨学制度 (再掲)	経済的な理由によって就学が困難となる児童・生徒に対し、町独自施策である育英奨学資金貸付、福田奨学金などによる就学の援助を行うことにより、教育の機会均等を図ります。	教育課
3	就学援助制度 (再掲)	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費と学校へ納める費用の一部を援助します。	教育課
4	児童扶養手当の 支給(再掲)	離婚などのため、ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として県が手当を支給しています(所得制限があります)。今後とも、国、県の指針に基づき、広報や窓口で案内を確実にし、適正な受給管理に努めます。	子育て健康課
5	夏休み子ども会 食会(再掲)	配慮が必要な子ども達に、安価で栄養のある食事や居場所を提供し、長期休暇を活用し子ども達が健やかに豊かで充実した生活と地域との関係づくりを行います。	社会福祉協議会 子育て健康課





◆第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策◆

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### 1. 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、本町では、教育・保育提供区域（基本型）を、町内全域（1区域）に設定します。

また地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域（1区域）に設定します。

### 2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査、人口推計等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

### 3. 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①就学前 児童数	0歳	61	60	58	57	56
	1・2歳	148	130	128	125	122
	3～5歳	230	248	227	230	209
	合計	439	438	413	412	387
②量の 見込み※	0歳(3号)	15	15	14	14	14
	1・2歳(3号)	47	41	40	39	38
	3～5歳(2号)	85	93	85	85	78
	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	19	21	19	19	18
	上記以外	66	72	66	66	60
	3～5歳(1号)	125	135	122	125	114
	合計	272	284	261	263	244
③確保の 内容	0歳(3号)	18	18	18	18	18
	特定教育・保育施設	12	12	12	12	12
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	1・2歳(3号)	51	51	51	51	51
	特定教育・保育施設	39	39	39	39	39
	特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	3～5歳(2号)	99	99	99	99	99
	特定教育保育施設	69	69	69	69	69
	幼稚園・預かり保育	30	30	30	30	30
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	3～5歳(1号)	240	240	240	240	240
	幼稚園・預かり保育	240	240	240	240	240
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	
合計	408	408	408	408	408	
④需給差 (③-②)	0歳(3号)	3	3	4	4	4
	1・2歳(3号)	4	10	11	12	13
	3～5歳(2号)	14	6	14	14	21
	3～5歳(1号)	115	105	118	115	126
	合計	136	124	147	145	164

※量の見込みはニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

#### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

既存施設の利用定員で幼稚園はニーズ量を確保できる見込みとなっていますが、計画期間において最終的に待機児童が生じさせないよう努めていきます。特に1歳児～2歳児においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性が高いことから、3歳児への円滑な連携を確保しつつ、弾力的な受入等による確保を図ります。

◆ 0～2歳児童の保育利用率

計画期間内の各年度における保育利用率（満3歳未満の子どもの数の全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合）の目標は、以下のとおりです。

保育利用率が100%に近づくとつれ、ニーズ量の有無に関わらず定員が確保されている状況にあることを示します。本町の場合は、利用予定の3歳未満の子どもは減少傾向にあり、今後のニーズ量も定員を下回る見込みであるので、過大な目標を設定する必要はなく、各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本町における保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定児童数）÷ 推計児童人口（0～2歳）」により算出された数値とします。

（単位：人（利用率は%））

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
推計児童人口（0～2歳）	209	190	186	182	178
3号認定児童数（見込み）	69	69	69	69	69
保育利用率	33.0	36.3	37.1	37.9	38.8

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

##### (1) 時間外保育事業

###### ◇ 事業内容 ◇

認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

###### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	38	38	36	36	34
②確保の内容	38	38	36	36	34
(実施か所数)	2	2	2	2	2
差(②-①)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

###### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

令和2年4月より「松田町小規模保育所 なのはな保育園」での時間外保育が開始され、現在町内では2か所(松田さくら保育園)の保育所で実施されています。

時間外保育事業の実施時間帯に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う認可保育所を県等の補助制度と併せ支援します。

## (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

### ◇ 事業内容 ◇

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	78	74	80	79	83
1年生	13	16	22	16	21
2年生	15	12	16	21	15
3年生	16	15	12	16	21
4年生	11	10	9	7	10
5年生	10	11	10	9	7
6年生	13	10	11	10	9
②確保の内容	140	140	140	140	140
実施か所数	2	2	2	2	2
差(②-①)	62	66	60	61	57

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

現在2か所の学童保育室を設置しており、開所時間は通常の学童保育の時間を超え、延長して利用できるよう定めています。また、就労により保育所入所児童数が増加傾向にあることから、学童保育へのニーズは高まっており、特に低・中学年の利用希望者が多くなっています。さらに、長期休暇の利用希望者も増加傾向にあります。今後は、ホームページ等による周知を推進し、関係機関と連携を取りながら、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性及び創造性の向上等を図り、健全育成と環境づくりを進めていきます。また、児童の安全・安心を第1に、配慮を要する児童への対応を含めた支援方法などに関する研修や受入れの体制の確保、対応できる人材の確保に努めます。

### ◆放課後子ども教室との連携

現在、学童保育及び放課後子ども教室を、同一の小中学校内で実施しております。今後も「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き一体的な実施ができるよう努めるとともに、担当部局同士の連携・協力体制についての検討を図っていきます。

なお放課後子ども教室については、「松田町生涯学習基本方針」において定めています。

### (3) 子育て短期支援事業

#### ◇ 事業内容 ◇

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な養護・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

#### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	439	438	413	412	387
②確保の内容	—	—	—	—	—
差(②-①)	▲439	▲438	▲413	▲412	▲387

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

#### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、状況を鑑みながら、広域圏でのサービス提供の確保なども視野に入れ、実施の是非について検討します。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

##### ◇ 事業内容 ◇

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人回)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	958	871	852	834	816
②確保の内容 (実施か所数)	2	2	2	2	2

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

##### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

平成 30 年 4 月、松田さくら保育園内に「子育て支援センター すこやか」が開設し、現在 2 か所の拠点が存在します。

子育ての相談、情報の提供、助言その他の援助に関する実施内容について、周知啓発をし、利用しやすい運営に努め、在宅で子育てをしている家庭に対する支援を行っていきます。

また、既存の保育所を子育て支援の拠点とすることにより、更なる子育て支援の場の提供をすることによって機能強化を図り、多くの潜在的な利用ニーズに対応していきます。



## (5) 一時預かり事業

### (ア) 幼稚園における一時預かり事業

#### ◇ 事業内容 ◇

幼稚園において一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

#### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	4,475	4,826	4,417	4,475	4,067
1号認定	159	172	157	159	145
2号認定	4,316	4,654	4,260	4,316	3,922
②確保の内容	4,475	4,826	4,417	4,475	4,067
差(②-①)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

#### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

幼稚園在園児型の一時的預かり事業ニーズが多く出ていたことを鑑み、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱として、平成28年度から実施しています。今後も継続して事業の提供に努めます。

## (イ) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業

### ◇ 事業内容 ◇

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、支援会員として登録した会員が、施設やその他の場所で一時的に子どもを預かる事業です。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	2,140	2,122	2,006	1,999	1,882
②確保の内容	2,140	2,122	2,006	1,999	1,882
一時預かり事業	147	146	138	137	129
子育て援助活動支援事業	1,993	1,976	1,868	1,862	1,753
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差(②-①)	0	0	0	0	0

※ニーズ調査から利用意向率を算出し、推計児童数をかけ合わせ推定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

一時預かりのニーズについては多くの希望があり、平成27年度から松田さくら保育園で実施していますが、ファミリー・サポート・センター事業での供給体制を継続して確保し対応します。

## (6) 病児保育事業

### ◇ 事業内容 ◇

病気のため集団保育が困難な児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	8	8	8	8	8
②確保の内容	8	8	8	8	8
差(②-①)	0	0	0	0	0

※第1期計画期間中の実績から推定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

平成30年10月より足柄上郡5町(中井町・大井町・松田町・山北町・開成町)の広域による「病児保育室ピーターパン」を開所し、事業の実施をしています。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

### ◇ 事業内容 ◇

育児の援助を依頼したい人と支援したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学生までの子どものいる保護者とした事業です。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人日)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	84	87	90	93	96
②確保の内容	84	87	90	93	96
差(②-①)	0	0	0	0	0

※第1期計画期間中の実績から推定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

ニーズ調査では見込まれなかったため、実績をもとにニーズ量としていますが、安全・安心の観点から他の事業とも連携して、放課後の児童の居場所づくりを充実していきます。

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して支援会員の講習会を実施し、支援会員を増やしていくよう努めます。

## (8) 利用者支援事業

### ◇ 事業内容 ◇

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ①教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行います。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：か所)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保の内容 (実施か所数)	1	1	1	1	1

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

松田町では利用者支援事業において、「基本型」「特定型」「母子保健型」のうち、「母子保健型」の形態をとっています。「母子保健型」では、子育て世代包括支援センター（子育て相談室のびのび）として、保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に、「利用者支援」と「地域連携」を共に実施しています。

今後も、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供しています。

## (9) 妊婦健康診査

### ◇ 事業内容 ◇

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣の改善を目的として健康診査を行う事業です。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み※	61	60	58	57	56
②確保の内容 実施場所	県内及び県外医療機関				
実施体制	妊婦健診補助券を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には償還払いにて対応				
検査項目	一般妊婦健診・子宮頸がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等				
実施時期	妊娠期				

※推計出生数を基に推定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付やマタニティクラス等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

妊娠・産褥期の口腔ケアの一環で、妊産婦歯科検診を実施し、併せて受診時にファミリー・サポート・センター事業の利用ができるよう助成します。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

### ◇ 事業内容 ◇

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	61	60	58	57	56
②確保の内容 (実施体制)	保健師が4か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。				

※推計出生数を基に推定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が下がることがないように全戸訪問を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき、継続した支援につながるよう、できる限り直接保護者と連絡をとり、状況把握等に努めます。

## (11) 養育支援訪問事業

### ◇ 事業内容 ◇

児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行います。

### ◇ 量の見込みと確保の内容 ◇

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み※	28	27	27	28	27
②確保の内容 (実施体制)	保健師が4か月までの乳児に対して全戸訪問を実施しています。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。養育上、必要な対象者には保健師などの専門職種による継続的な訪問を実施しています。				

※推計出生数と過去の実績を基に算定

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、頻回に訪問するなど、他のサービス利用を調整することにより養育者の育児不安を軽減し、また家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ◇ 事業内容 ◇

教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、副食材料費、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する、3歳から5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの保育料（利用料）が無償となりました。なお、0歳から2歳児クラスまでの保育所等通常保育の保育料については、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度に基づき、今後とも、適正な保育料の設定に努めます。

また、新制度に移行していない幼稚園利用者については、対象に応じ副食材料費の負担減免を行っていきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

### ◇ 事業内容 ◇

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

### ◇ 現状と今後の方向性 ◇

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

## 5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所には、すべての子どもが健やかに成長するよう良質かつ適切な支援が求められます。

幼児期の教育・保育は、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前まで、教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携をしています。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用者ニーズや施設・設備等の状況を踏まえて、検討を行っていきます。

## 6. 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。本町では、満3歳以降も引き続き保育所において切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していくものとしませんが、今後は、地域型保育事業者の参入についても視野に入れながら、情報共有と連携支援の充実を図ります。



## 7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な給付を行うとともに、必要に応じて、円滑な給付方法について検討し、実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、指導監督等の法律に基づく事務の執行や権限の行使について、神奈川県に協力を要請することができることを踏まえ、神奈川県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。



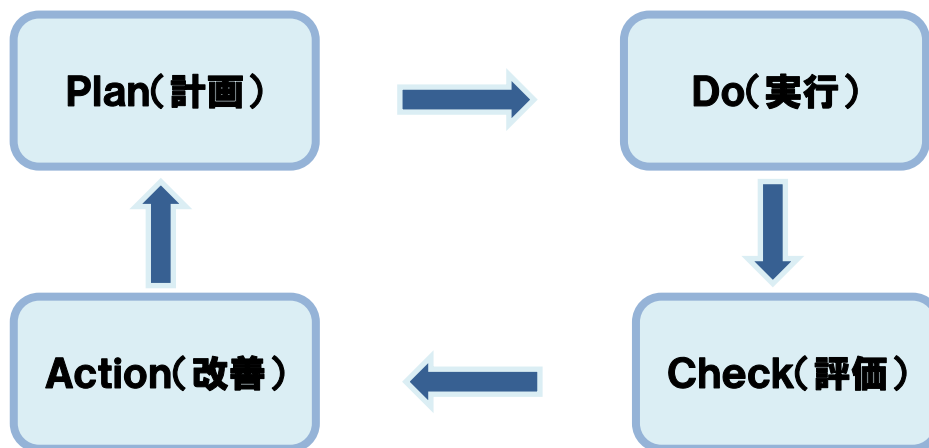
## ◆第6章 計画の進行管理◆

---

## 第6章 計画の進行管理

### 1. 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、「松田町子ども・子育て会議」で、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。



### 2. 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の仕事と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携するとともに、県を通じ、事業者等に対する雇用環境の整備を要請していきます。

◆ 資料編 ◆

---



### 1. 松田町子ども・子育て会議条例

平成25年6月13日

松田町条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、松田町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議の委員（以下「委員」という。）は15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初の会議は第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

3 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年松田町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(37) 松田町子ども・子育て会議委員

別表第2の表中

「

生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

」を

「

生活排水処理施設運営審議会	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円
松田町子ども・子育て会議	会長	4,700円	9,400円
	委員	4,400円	8,800円

」に

改める。



## 2. 策定経過

時期	内容	詳細
平成30年12月26日	会議	平成30年度 松田町子ども・子育て会議（第1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>松田町子ども・子育て会議の意義及び概要</li> <li>松田町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について</li> </ul>
平成31年1月31日～ 2月18日	アンケート	「松田町子ども・子育てに関するアンケート調査」
平成31年3月27日	会議	平成30年度 松田町子ども・子育て会議（第2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>松田町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査速報について</li> </ul>
令和元年7月23日	会議	令和元年度 松田町子ども・子育て会議（第1回：通算3回） <ul style="list-style-type: none"> <li>松田町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査について</li> <li>松田町の子育てを取り巻く現状について</li> <li>現行計画の進捗状況について</li> <li>計画骨子案について</li> </ul>
令和元年9月19日	会議	令和元年度 松田町子ども・子育て会議（第2回：通算4回） <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス見込量算出について</li> <li>重点施策・基本施策の設定について</li> <li>計画素案について</li> </ul>
令和元年11月8日	会議	令和元年度 松田町子ども・子育て会議（第3回：通算5回） <ul style="list-style-type: none"> <li>計画素案について</li> <li>パブリックコメントについて</li> </ul>
令和元年12月2日 ～12月24日	パブリック コメント	「第2期松田町子ども・子育て支援事業計画（案）」に対する意見
令和2年1月30日	会議	令和元年度 松田町子ども・子育て会議（第4回：通算6回） <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> <li>第2期子ども・子育て支援事業計画概要版（案）について</li> </ul>

### 3. 松田町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

分野	職名等	氏名	備考
教育委員会	松田町教育委員会 教育長職務代理者	安藤 文一	副会長 令和元年7月22日まで
		石川 純一	副会長 令和元年7月23日から
地域社会福祉従事者	松田町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	石井 登美子	令和2年1月29日まで
		井上 英子	令和2年1月30日から
関係行政機関	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター保健福祉課長	西田 統	
医療機関	足柄上医師会 田村小児科医院長	田村 秀一	
保育事業者	松田町小規模保育所なのはな保育園 園長	青木 紀子	
社会福祉事業者	松田町社会福祉協議会 事務局長	小林 賢吾	令和元年7月22日まで
		太田 ゆかり	令和元年7月23日から
子育て支援機関	松田町子育て支援センター 常勤アドバイザー	北村 久美子	
子育て支援者	ファミリー・サポート松田 会員	咩野 初江	
学識経験者	社会福祉法人 青い鳥 子育て事業部長	山本 敏昭	会長
幼稚園児の保護者等	松田幼稚園PTA 保護者代表	沖津 友佳理	
保育園の保護者	松田さくら保育園	遠藤 みさ子	
子育て支援者・ 学識経験者	臨床発達心理士	加藤 敦子	

## 4. 用語解説

### 【あ行】

#### ICT

Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。従来から使われてきたIT(Information Technology)に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### 一時預かり保育

保育者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに利用できる保育事業のこと。

#### 育児休業

労働者は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠にその事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業を取得できる権利（形成権）のこと。

#### いじめ

当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

### 【か行】

#### 確認を受けない幼稚園

施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

#### 学童保育

就労等により保育を必要とする小学校低学年の児童を対象に、放課後や学校休業日を安全に過ごせるよう指導員が保育を行うこと。

## 協働

町、市民活動を行うもの、町民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

## 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもので、その数値を生涯の子ども数としてイメージすることができる。

## 【さ行】

### 児童虐待

数としてイメージすることができる。

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

### 出生率

人口1,000人あたりにおける出生数を指す。

### 主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取り組みをしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

### 小規模保育

0歳～2歳児を対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

### ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

### 食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

### 総合学習

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合的な学習の時間ともいう。

## 【た行】

### 男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

### 地域子育て支援拠点

親子が集まって過ごしたり、相談をする場、子育て相談事業。

### 特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる教育と自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする教育。

### トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

## 【な行】

### 認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

### 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能、を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

### 認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

## 【は行】

### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

### 病後児保育

病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。

## **ファミリー・サポート・センター事業**

育児の手助けを必要とする人（依頼会員）と手助けをしたい人（支援会員）の両者を結び付け、保育所の送迎やお子さんの預かり等をサポートすることにより仕事と育児の両立や、子育てする家庭を支援する事業。

## **不登校**

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態(病気や経済的な理由によるものを除く)にあること。

## **保育所保育指針**

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

## **放課後児童健全育成事業**

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。

## **【ま行】**

### **民生委員児童委員**

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

## **【わ行】**

### **ワーク・ライフ・バランス**

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

## 5. 子ども・子育て支援をめぐる国等の動向

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 令和元年度	令和2年度
	平成27年4月～	平成28年4月～	平成29年6月～	約32万人分の保育の受け皿整備～令和2年度末 [待機児童ゼロ、女性就業率80%への対応]	
	子ども・子育て 支援新制度	子ども・子育て 支援法 改正	子育て安心 プラン	令和元年9月～ 新・放課後子ども 総合プラン	約30万人分の 放課後児童クラブ 受け皿整備 [令和5年度末まで]
平成26年12月～		平成28年10月 児童福祉法改正			
まち・ひと・しごと 創生総合戦略		平成28年6月～ ニッポン一億 総活躍プラン	平成29年12月～ 新しい経済政策 パッケージ	平成30年6月～ 経済財政運営と 改革の基本方針 2018	幼児教育無償化開始 [令和元年10月～]
		▼			
		▼			
		<b>&lt;主な閣議決定事項&gt;</b> ■量の拡充・質の向上      ■幼児教育無償化 ■保育士処遇改善          ■新・放課後子ども総合プラン策定			

### 【参考】国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

◎「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行(平成26年4月23日)

- ・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む法改正

◎「子育て安心プラン」(平成29年6月22日)

- ・令和元年度末までに待機児童を解消(遅くとも令和2年度末までに全国の待機児童を解消)
- ・令和4年度末までに女性の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿の整備等を推進

◎「児童福祉法」の改正(平成28年、平成29年)

- ・理念規定の改正
- ・家庭養育の実現と永続的解決(パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを規定

◎子ども・子育て支援法第60条に定める「基本指針」の改正(令和元年6月)

- ・幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
- ・外国につながる幼児への支援・配慮
- ・児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- ・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記

## 6. 松田町第6次総合計画抜粋

### 【松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版SDGs）】

基本目標	松田町版SDGs（目指すゴール）
1. 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち【健康・福祉】	すべての町民の健康的な生活を確保し、福祉を促進するまち
2. 質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまち【教育・文化】	すべての町民に質の高い学びや体験の機会を確保し、生涯学習を促進するまち
3. 賑わいと雇用を生み出し、働きがいとを育むまち【経済・産業】	持続可能な経済成長と生産的で生きがいのある雇用を促進するまち
4. 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】	町民だれもが暮らしやすい、強靱かつ持続可能なまちづくりを促進するまち
5. 自然と共生し、安全・安心な環境を育むまち【自然・環境】	自然の保全及び持続可能な利用と安全・安心な暮らしの共生を促進するまち
6. みんなで協力し、みんなの力を育むまち【実現手段】	情報共有、参加、協働・連携協力により、町民と行政が一体となって持続可能なまちづくりを促進するまち

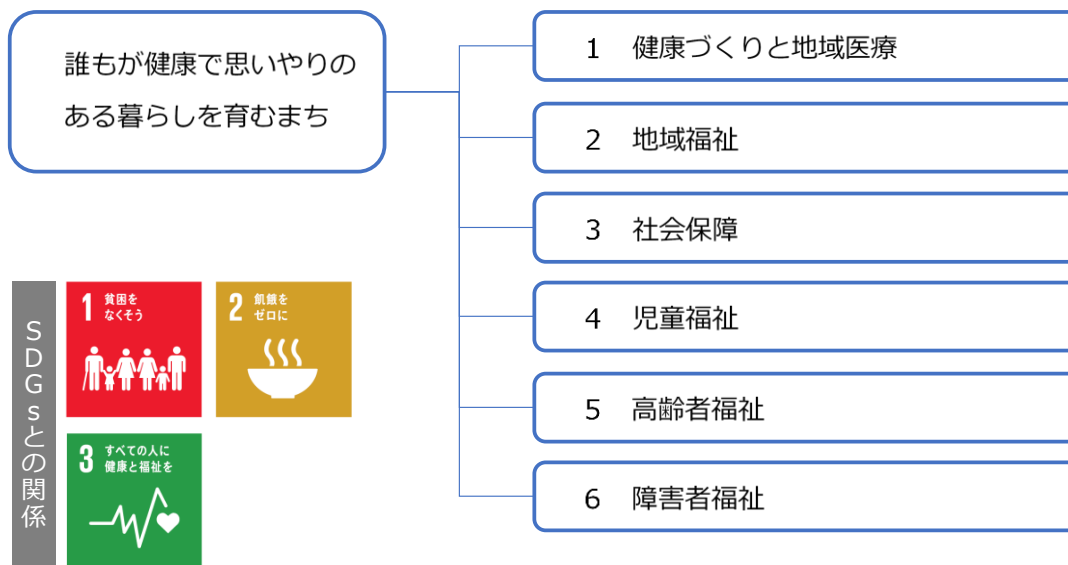
### 参考）世界レベルで目指す持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール

開発目標	開発目標
 ①あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 ⑩国内および国家間の不平等を是正する
 ②飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 ⑪都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
 ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 ⑫持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 ④すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 ⑬気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 ⑤ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（自律的に行動する力の醸成）を図る	 ⑭海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 ⑥すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 ⑮陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 ⑦すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 ⑯持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 ⑧すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（適切な雇用）を推進する	 ⑰持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 ⑨レジリエント（強靱）なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	



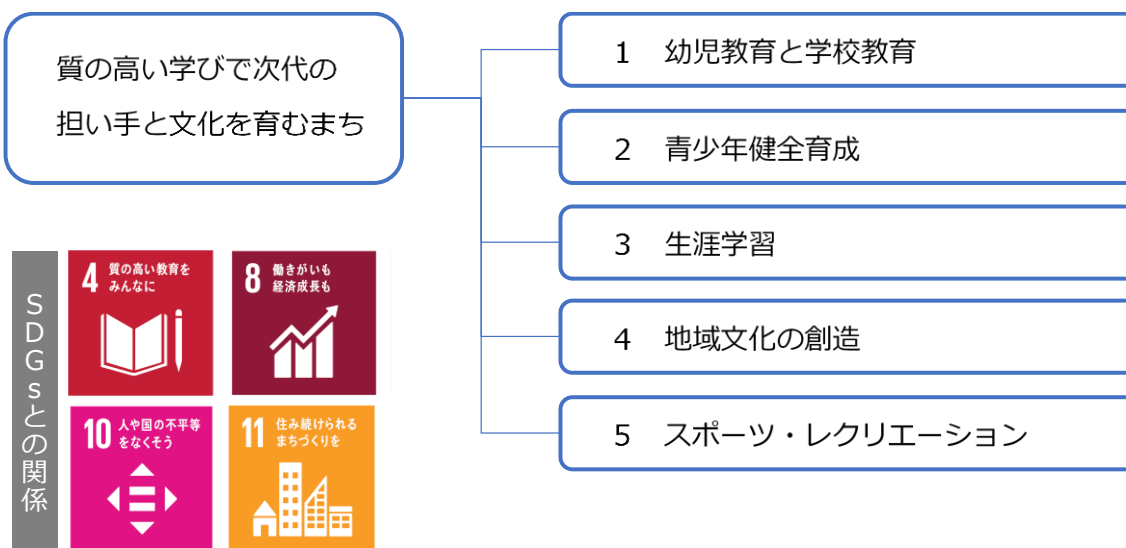
## 1. 誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち（福祉・健康）

### 【施策体系】



## 2. 質の高い学びで次世代の担い手と文化を育むまち（教育・文化）

### 【施策体系】



## 7. 松田町の子ども・子育て関連施設一覧

区分	施設名	住所	電話番号
幼稚園	松田幼稚園	神山404	83-2517
	寄幼稚園	寄2505	89-2452
保育所（小規模含む）	松田さくら保育園	松田庶子 162-1	46-8300
	松田町小規模保育所 なのはな保育園	松田惣領 1192-5	83-2121
学童保育事業	松田学童保育室	松田庶子 204	82-0599
	寄学童保育室	寄 2540	090-4533-7890
地域子育て支援 拠点事業	松田町子育て支援センター	松田惣領 321-1	83-3088
	子育て支援センター すこやか	松田庶子 162-1	46-6611
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート 松田	松田惣領 321-1	83-3123
病児保育事業	病児保育室 ピーターパン	開成町みなみ5-4-17 サウスポート 2階	85-3223

第2期松田町子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

発行：神奈川県 松田町  
編集：松田町役場子育て健康課

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地  
(TEL) 0465-84-5544